

**安城市地域福祉計画策定のための
事業所アンケート調査
報告書**

令和5年3月

安城市 社会福祉課

目 次

序 調査の概要	1
（1）調査の目的	1
（2）調査対象及び調査方法	1
（3）調査票の回収状況	1
（4）グラフの見方	1
1 回答者の属性	2
（1）活動歴（問1）	2
（2）職員数・パート数（問1）	3
（3）組織形態（問2）	4
（4）事業所区分（問3）	5
（5）所在地（問4）	6
（6）活動範囲（問5）	7
（7）運営状況（問6）	8
2 サービス利用者の生活課題について	9
（1）利用者ニーズの評価（問7）	9
（2）サービス利用者が抱える不安（問8）	11
3 地域社会との交流・協力について	13
（1）地域福祉の充実に向けた課題と課題解決に向けた提案（自由回答）（問9・10）	13
4 他の関係機関等との連携について	27
（1）担当分野以外の困りごとを抱えている利用者等の有無、困りごとの分野（問11）	27
（2）困りごとの対処法（問12）	30
（3）他の相談支援機関等につなげなかった理由（問13）	32
（4）他関係機関等との連携に対する意見・要望（自由回答）（問14）	33
5 権利擁護に関する制度について	36
（1）日常生活自立支援事業の利用（問15）	36
（2）日常生活自立支援事業利用にあたっての課題（問16）	38
（3）成年後見制度の利用（問17）	41
（4）成年後見制度の利用にあたっての課題（問18）	43
（5）相談できるところの認知度（問19）	46
（6）後見人の役割について（問20）	49
（7）後見人受任の意向（問21）	53
調査票	56

序 調査の概要

(1) 調査の目的

本市では、平成31年3月に策定した「第4次安城市地域福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了するため、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする「第5次安城市地域福祉計画」の策定に着手しています。

本調査は、計画の見直しにあたり、地域において福祉サービスを提供していただいている事業所のみなさまからご意見をいただき、本市の地域福祉に関する現状の分析、今後に向けた施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的に実施するものです。

(2) 調査対象及び調査方法

①調査対象

- ・市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所290事業所を対象としています。
- ・内訳は介護保険サービス事業所186事業所、障害福祉事業所104事業所です。

②調査方法

- ・郵送により調査票を配布。
- ・回収は、郵送による回答とWebページからの回答のいずれかを回答者に選択していただき実施しました。

③調査実施時期

- ・対象者へは令和4年11月22日（火）に郵送にて発送しました。
- ・回収は12月12日（月）を回答締切日として実施しました。なお、締切日以降に返送されてきた調査票（郵送回答・Web回答）についても可能な限り集計に加えています。

(3) 調査票の回収状況

- ・回収状況は以下のとおり。

表-1 回収状況

A：配布数	B：回収数	C：有効回収数	D：有効回収率（%） $D=C/A$
290	206	206	71.0%

《参考》前回調査（平成29年11月）の有効回収率66.0%
（郵送・Web別回収数）

郵送による回収数	Webでの回収数	回収数 計
141	65	206

(4) グラフの見方

- ・グラフは、原則として単数回答は帯グラフ、複数回答は横棒グラフやダンゴ形のグラフを用いて表現しています。基数となる実数（各設問の回答者数）はnとして掲載し、各グラフの構成比（%）はnを母数とした割合を示しています。
- ・図中の構成比（%）は、複数回答、単数回答ともに、小数点以下第2位を四捨五入しています。その関係で合計は必ずしも100.0%にはなりません。
- ・一部のグラフにおいては、「回答なし」は省略してあります。また、設問のカテゴリー（選択肢）などの表現は、一部省略してある場合があります。

1 回答者の属性

(1) 活動歴 (問1)

問1 貴事業所のご名称・連絡先などをご記入ください。
活動歴 本市でサービスを開始してから () 年

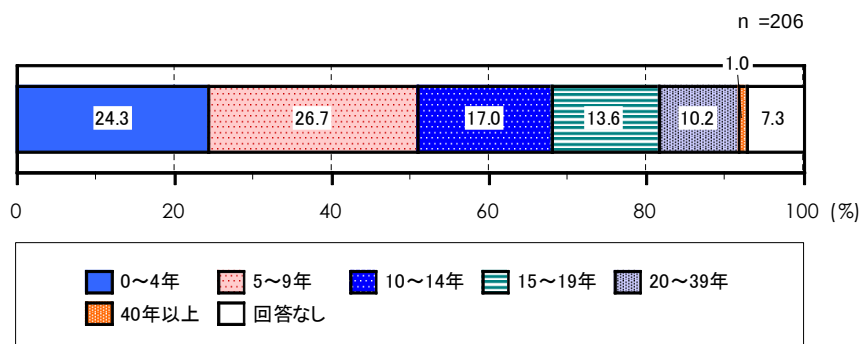
要点

活動歴0～4年が50事業所で全体の約1/4を占めています。0～9年は105事業所(51.0%)を数え、約半数が活動歴10年未満の事業所となっています。

全体

○「活動歴0～4年」が50事業所(24.3%)、次いで、「5～9年」が55事業所(26.7%)、「10～14年」が35事業所(17.0%)、「15～19年」が35事業所(13.6%)、「20～39年」が28事業所(10.2%)となっています。
○20年以上の活動歴をもつ事業所は23事業所(11.2%)で約1割となっています。(図1-1)

図1-1「活動歴」



(2) 職員数・パート数 (問 1)

問 1 貴事業所のご名称・連絡先などをご記入ください。
職員数 正職員 () 人、 パート職員等 () 人

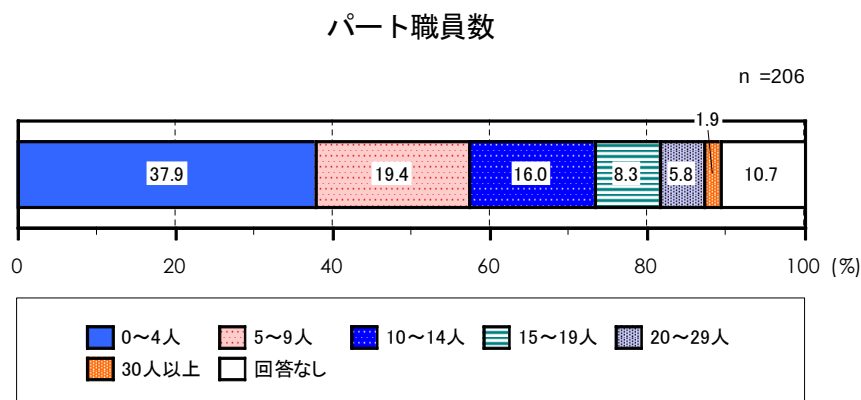
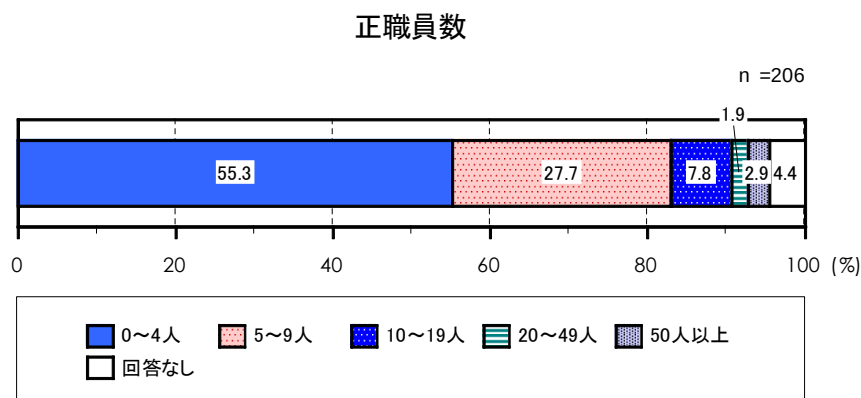
要点

正職員数 9 人以下が 171 事業所 (83.0%) で、全事業所の 8 割以上を占めています。
パート職員も 9 人以下が 118 事業所 (57.3%) で、全事業所の 6 割近くを占めています。

全体

- 正職員数は「0～4 人」が 114 事業所 (55.3%) で、4 人以下の事業所が全体の半数以上を占めています。次いで、「5～9 人」が 57 事業所 (27.7%) で、両者をあわせた「0～9 人」の事業所が 171 事業所 (83.0%) で全事業所の 8 割以上を占めています。
- 「10～19 人」は 16 事業所 (7.8%)、また、「20～49 人」は 4 事業所 (1.9%)、「50 人以上」は 6 事業所 (2.9%) となっています (図 1-2)。
- パート職員数は「0～4 人」が 78 事業所 (37.9%) と最も多く、次いで「5～9 人」が 40 事業所 (19.4%) となっています。両者をあわせた「0～9 人」は 118 事業所 (57.3%) となり、全体の 6 割近くを占めています。(図 1-2)

図 1-2 「正職員数、パート職員数」



(3) 組織形態 (問2)

問2 貴事業所の区分 (組織形態) は次のうちどれですか。(○は1つだけ)

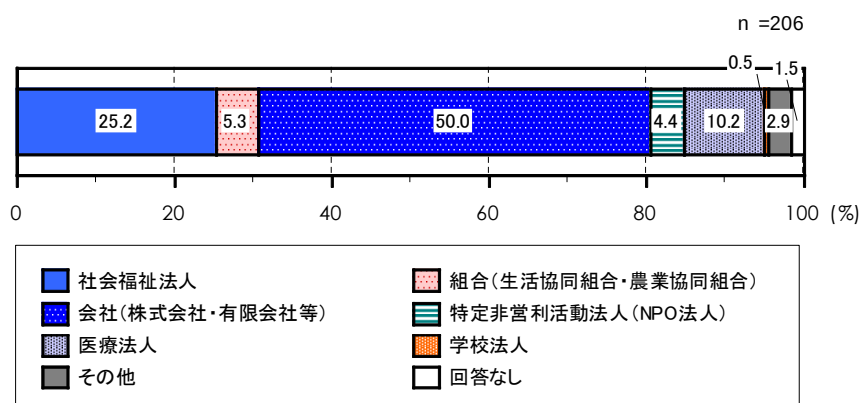
要点

会社(株式・有限会社)が103事業所(50.0%)、社会福祉法人が52事業所(25.2%)で、この両者で全体の約3/4(75.2%)を占めています。

全体

- 「会社(株式会社・有限会社等)」が103事業所(50.0%)、次いで、「社会福祉法人」が52事業所(25.2%)となっています。この両者で155事業所(75.2%)となり、全事業所の約3/4を占めています。
- このほかでは、「医療法人」の21事業所(10.2%)、「組合(生活協同組合・農業協同組合)」の11事業所(5.3%)、「特定非営利活動法人(NPO法人)」の9事業所(4.4%)などとなっています。(図1-3)

図1-3 「組織形態」



(4) 事業所区分 (問3)

問3 貴事業所は次のうちどれですか。(○は1つだけ)

要点

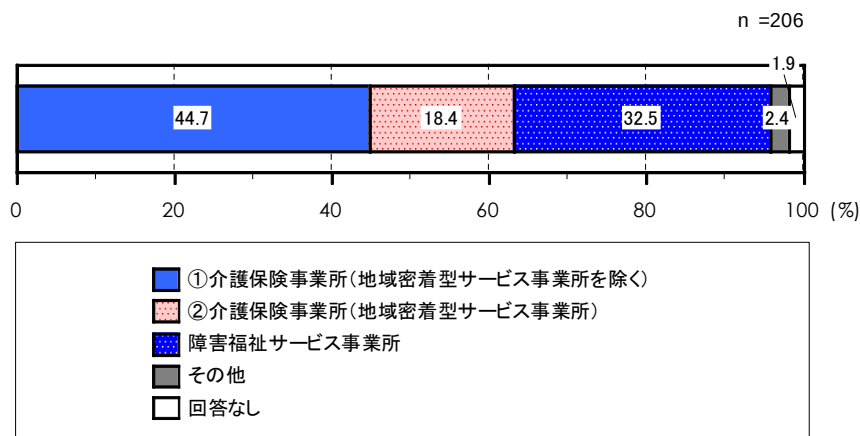
介護保険事業所が130事業所(63.1%)、障害福祉サービス事業所が67事業所(32.5%)となっています。

全体

○「介護保険事業所(地域密着型サービス事業所を除く)」が92事業所(44.7%)、「介護保険事業所(地域密着型サービス事業所)」が38事業所(18.4%)となっており、両方で130事業所(63.1%)となっています。

○「障害福祉サービス事業所」は67事業所(32.5%)で、全事業所の約3割となっています。
(図1-4)

図1-4 「事業所区分」



(5) 所在地 (問4)

問4 貴事業所の所在地はどの中学校区になりますか。(○は1つだけ)
中学校区がわからない場合は、「9 わからない」を選択し()内に町名を記入してください。

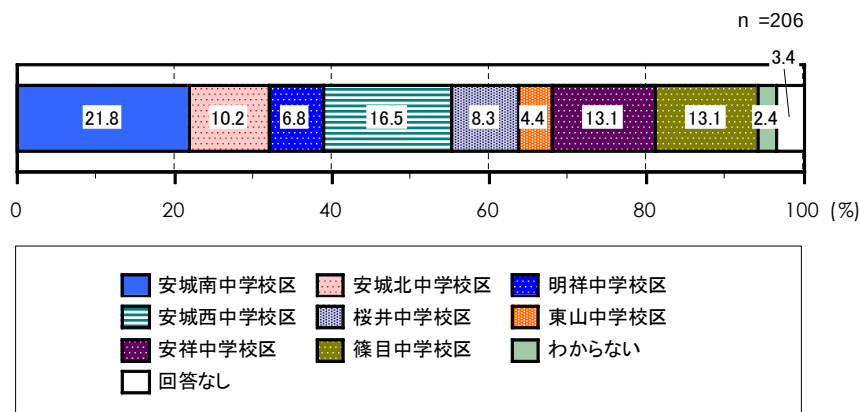
要点

「安城南中学校区」が45事業所(21.8%)で最も多く、全事業所の約2割を占めています。

全体

○所在地(中学校区)については、「安城南中学校区」が45事業所(21.8%)で最も多く、次いで、「安城西中学校区」が34事業所(16.5%)、「安祥中学校区」と「篠目中学校区」がともに27事業所(13.1%)、「安城北中学校区」が21事業所(10.2%)と続いています。
○「東山中学校区」は9事業所(4.4%)と最も少なく、「明祥中学校区」は14事業所(6.8%)、「桜井中学校区」は17事業所(8.3%)です。これら3つの中学校区は1割以下となっています。(図1-5)

図1-5 「所在地」



（６）活動範囲（問５）

問５ 貴事業所の活動範囲（地域）は次のうちどれですか。（○は１つだけ）

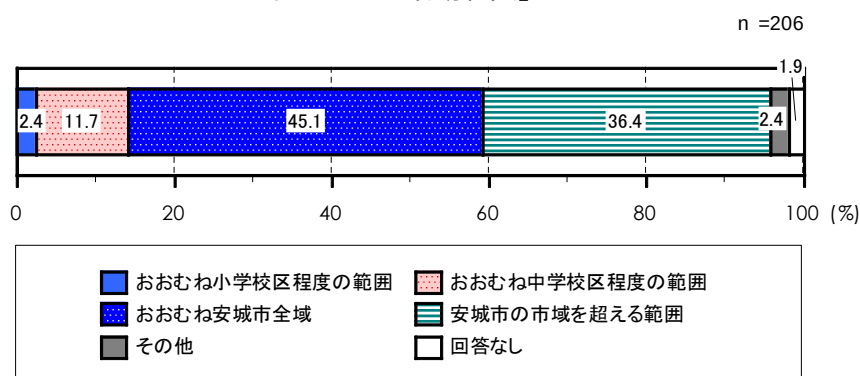
要点

安城市内を活動範囲とする事業所が 93 事業所（45.1%）、市域を越えて活動している事業所が 75 事業所（36.4%）となっています。

全体

○事業所の活動範囲としては、「おおむね安城市全域」が 93 事業所（45.1%）で最も多く、次いで、「安城市の市域を超える範囲」が 75 事業所（36.4%）となっています。
○このほかでは、「おおむね中学校区程度の範囲」が 24 事業所（11.7%）、「おおむね小学校区程度の範囲」が 5 事業所（2.4%）となっています。（図 1-6）

図 1-6 「活動範囲」



(7) 運営状況 (問6)

問6 貴事業所の経営・運営はどのような状況にありますか。(○は1つだけ)

要点

「良好である」と「おおむね良好である」を合わせると 75 事業所 (36.4%) で、全事業所のおおむね 1 / 3 が経営・運営は『良好』と回答しています。

「厳しい」と回答する事業所が 26 事業所 (12.6%) 存在しています。

全体

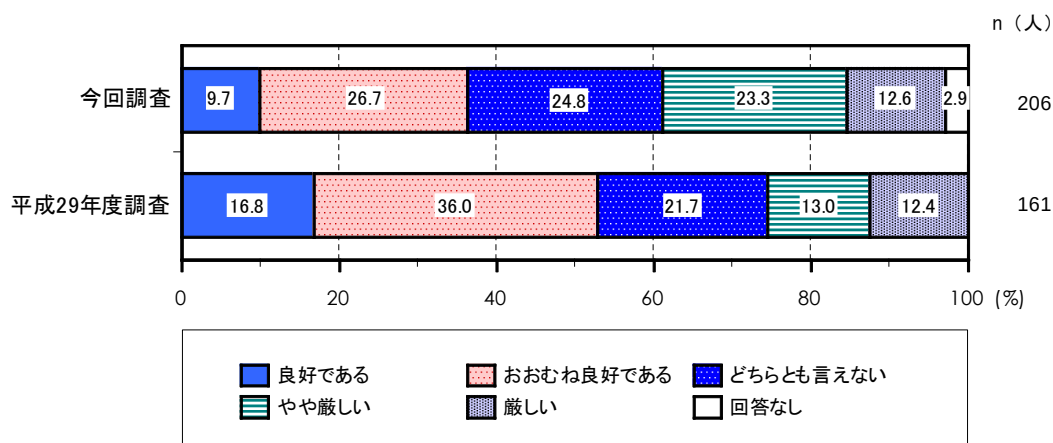
○事業所の経営・運営状況については、「おおむね良好である」が 55 事業所 (26.7%)、「良好である」が 20 事業所 (9.7%) です。両者を合わせると 75 事業所 (36.4%) となり、全事業所のおおむね 1 / 3 が経営・運営は『良好』と回答しています。

○「どちらとも言えない」は 51 事業所 (24.8%) で、全事業所の 1 / 4 を占めています。

○「やや厳しい」は 48 事業所 (23.3%)、「厳しい」は 26 事業所 (12.6%) となっています。

○前回調査 (平成 29 年度調査) と比較すると、「良好である」は前回調査の 16.8% から 9.7% へと低下し、また「おおむね良好である」も同様に 36.0% から 26.7% へと低下しています。その結果、『良好』と回答している事業所の割合は 52.8% から 36.4% となり、16.4 ポイント低下しています。(図 1-7)

図 1-7 「運営状況」(前回調査との比較)



2 サービス利用者の生活課題について

(1) 利用者ニーズの評価（問7）

問7 貴事業所が提供しているサービスに対する利用者のニーズや評価はどのように把握されていますか。（〇はいくつでも）

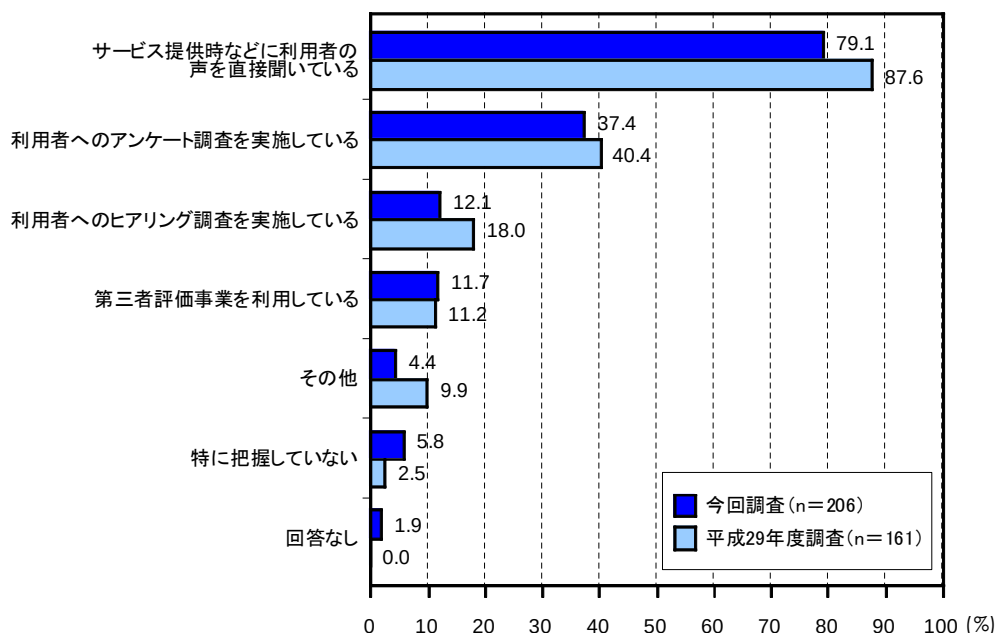
要点

「サービス提供時などに利用者の声を直接聴いている」は163事業所で、全事業所の8割近く（79.1%）が利用者から直接にニーズを聴いていると回答しています。

全体

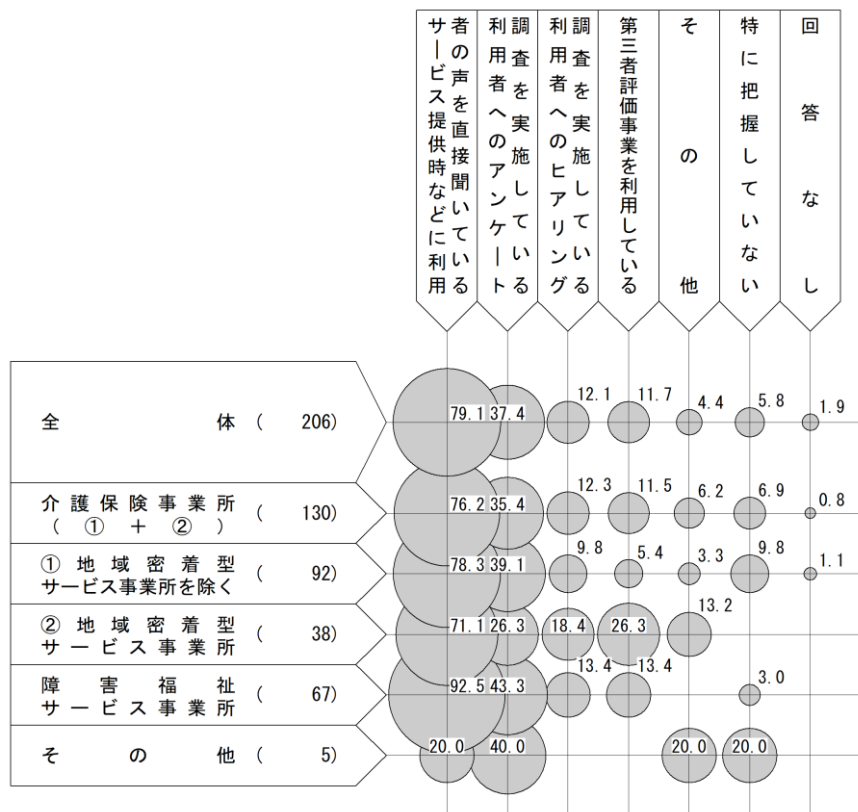
- 利用者のニーズや評価については、「サービス提供時などに利用者の声を直接聴いている」が163事業所（79.1%）で最も多く、全事業所の8割近くが回答しています。
- これに次いで、「利用者へのアンケート調査を実施している」の77事業所（37.4%）、「利用者へのヒアリング調査を実施している」の25事業所（12.1%）が多くなっています。
- 「第三者評価事業を利用している」は24事業所（11.7%）と、全事業所の約1割程度にとどまっています。
- 前回調査（平成29年度調査）と比較すると、全体的な傾向は大きくは変わりませんが、「サービス提供時などに利用者の声を直接聴いている」、「利用者へのアンケート調査を実施している」、「利用者へのヒアリング調査を実施している」はいずれもその割合をわずかに低下させています。（図2-1-1）

図2-1-1 「利用者ニーズの評価」（前回調査との比較） - 複数回答 -



- 介護保険事業所では、「サービス提供時などに利用者の声を直接聴いている」は 99 事業所 (76.2%)、「利用者へのアンケート調査を実施している」は 46 事業所 (35.4%)、「利用者へのヒアリング調査を実施している」は 16 事業所 (12.3%) となっています。
- 障害福祉サービス事業所では、「サービス提供時などに利用者の声を直接聴いている」は 62 事業所 (92.5%)、「利用者へのアンケート調査を実施している」は 29 事業所 (43.3%)、「利用者へのヒアリング調査を実施している」は 9 事業所 (13.4%) となっています。
- 介護保険事業所よりも障害福祉サービス事業所の方が、利用者へのアンケート調査、ヒアリング調査を実施している割合が高くなっています。
- 介護保険事業所では、「第三者評価事業を利用している」は 15 事業所 (11.5%)、障害福祉サービス事業所では 9 事業所 (13.4%) で、両者に顕著な違いはみられません。(図 2-1-2)

図 2-1-2 事業所区分別「利用者ニーズの評価」 - 複数回答 -



(2) サービス利用者が抱える不安 (問8)

問8 サービス利用者と接する中で、サービス利用者の方々が特にどのようなことで困っている、あるいは不安を抱えているとお感じですか。(〇はいくつでも)

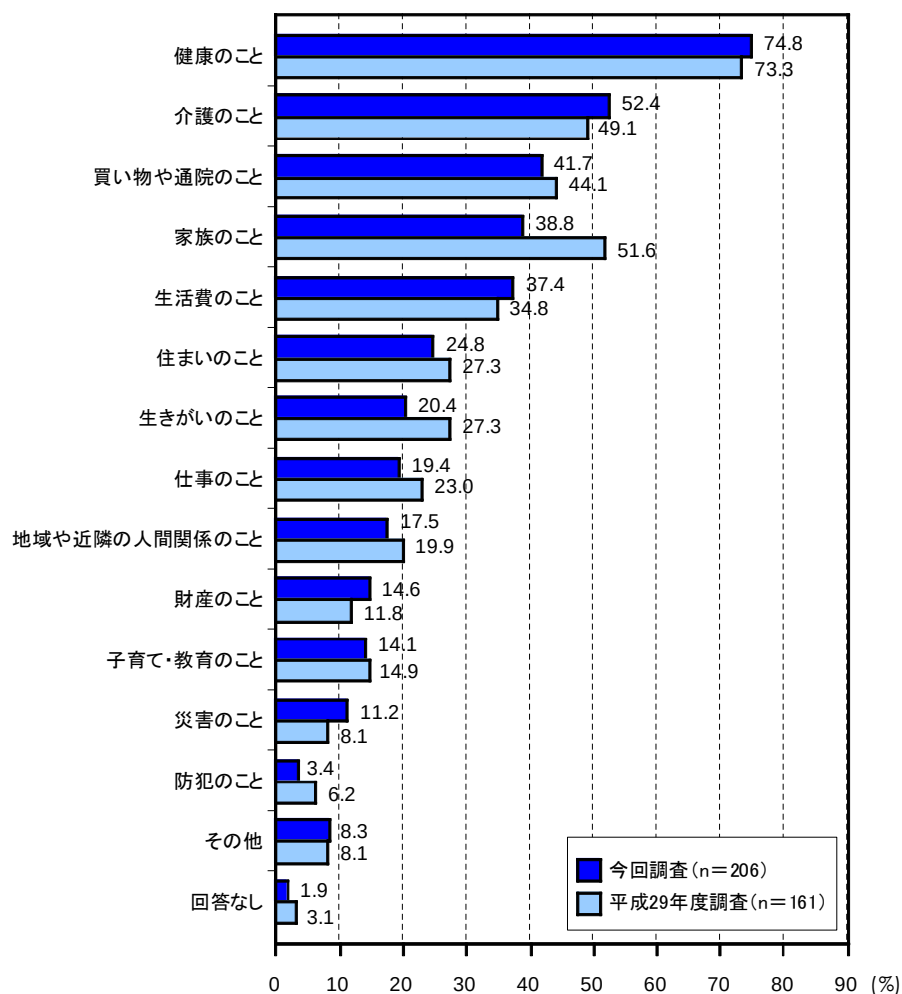
要点

介護保険事業所では、「健康のこと」、「介護のこと」、「買い物や通院のこと」、「生活費のこと」、「家族のこと」の順に多く、障害福祉サービス事業所では、「健康のこと」、「家族のこと」、「生活費のこと」に加え、「子育て・教育のこと」、「仕事のこと」が多くなっています。

全体

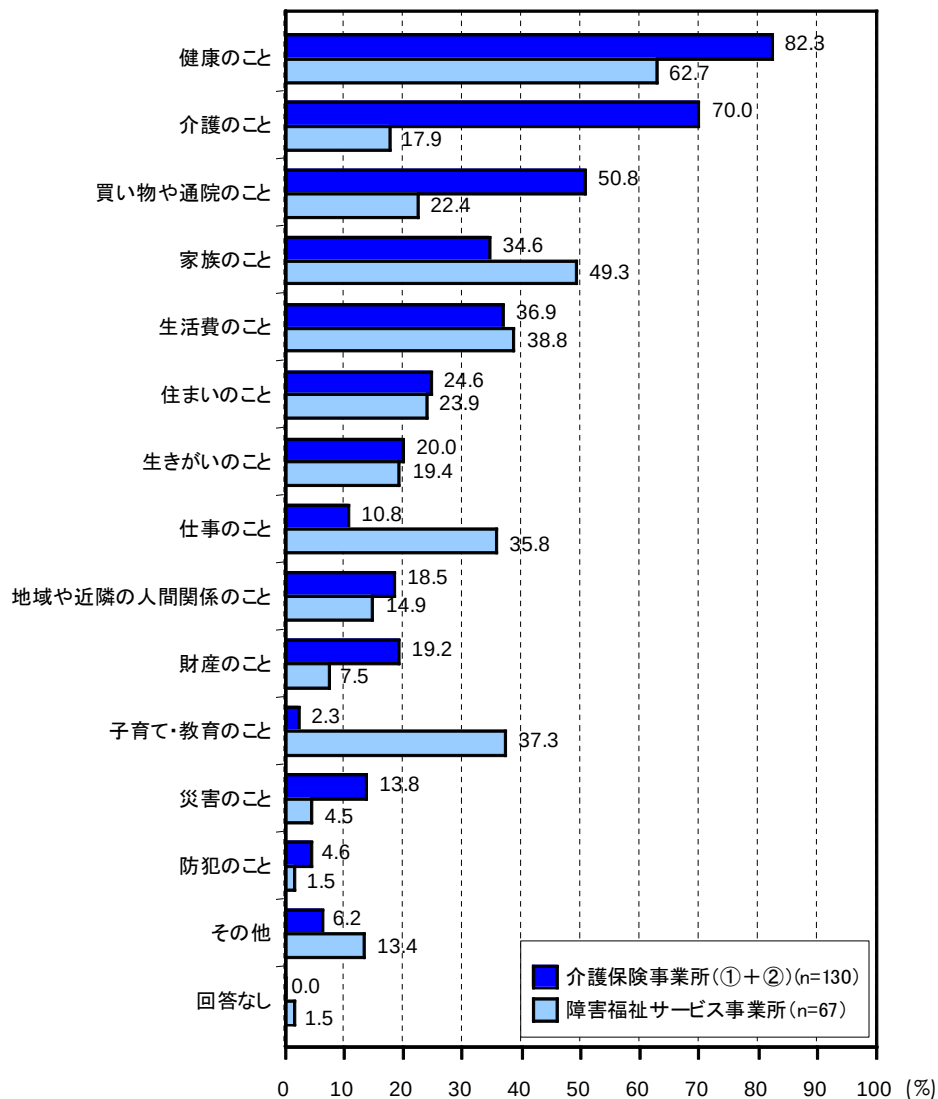
- サービス利用者が抱える不安としては、「健康のこと」が 154 事業所 (74.8%) で最も多く、次いで、「介護のこと」が 108 事業所 (52.4%)、「買い物や通院のこと」が 86 事業所 (41.7%)、「家族のこと」が 80 事業所 (38.8%)、「生活費のこと」が 77 事業所 (37.4%) となっています。(図 2-2-1)
- 前回調査 (平成 29 年度調査) と比較すると、全体的な傾向は大きくは変わりません。前回調査では、「家族のこと」が 51.6% で 2 番目に高い割合を示していましたが、今回調査では 38.8% と 12.8 ポイント低下し 4 番目となっています。(図 2-2-1)

図 2-2-1 「サービス利用者が抱える不安」(前回調査との比較) - 複数回答 -



- 介護保険事業所では、「健康のこと」が 107 事業所 (82.3%) で最も多く、次いで、「介護のこと」が 91 事業所 (70.0%)、「買い物や通院のこと」が 66 事業所 (50.8%)、「生活費のこと」が 48 事業所 (36.9%)、「家族のこと」が 45 事業所 (34.6%)、となっています。
- 障害福祉サービス事業所では、「健康のこと」が 42 事業所 (62.7%) で最も多く、次いで、「家族のこと」が 33 事業所 (49.3%)、「生活費のこと」が 26 事業所 (38.8%)、「子育て・教育のこと」が 25 事業所 (37.3%)、「仕事のこと」が 24 事業所 (35.8%) となっています。
- 介護保険事業所では、「健康のこと」、「介護のこと」、「買い物や通院のこと」、「生活費のこと」、「家族のこと」の順になっていますが、障害福祉サービス事業所では、「健康のこと」、「家族のこと」、「生活費のこと」に加え、「子育て・教育のこと」、「仕事のこと」が上位になっています。(図 2-2-2)

図 2-2-2 事業所区分別「サービス利用者が抱える不安」 - 複数回答 -



介護保険事業所 (①+②) (n=130)

①介護保険事業所 (地域密着型サービス事業所を除く) (n=92)

②介護保険事業所 (地域密着型サービス事業所) (n=38)

3 地域社会との交流・協力について

(1) 地域福祉の充実に向けた課題と課題解決に向けた提案（自由回答）（問9・10）

問9 安城市の地域福祉をさらに活発なものとしていくために、住民相互の支え合い機能の強化、複合的課題への包括的な支援体制づくりなどが課題となっていますが、事業者の立場からみて、地域福祉の充実に向けてどのようなことが特に大きな課題であると思われますか。自由なご意見をお聞かせください。（自由回答）

問10 上記問9に回答いただいた課題の解決にあたって、貴事業所としてご協力いただけること、あるいはご提案をお聞かせください。（自由回答）

要点

事業所の立場からみた地域福祉の充実に向けた課題としては、関係者間の横のつながり強化、相互理解・協力が必要、地域住民同士の交流・連携が必要といった意見を寄せた事業所が多くなっています。

また、課題解決に向けて事業所として協力できることについては、地域主催の会議や、祭やサロンといった行事にできるだけ参加していくことなど、具体的な意見が寄せられています。

全体

○事業者の立場から、地域福祉の充実に向けてどのようなことが特に大きな課題であるかについて自由回答を求めたところ、「関係者間の横のつながり強化、相互理解・協力が必要」に関連する意見が57事業所、「地域住民同士の交流・連携」に関連する意見が17事業所から寄せられました。

○このほか、「交通手段の欠如（移動支援の必要性）」、「さらなる福祉教育（住民の理解）が必要」、「地域福祉の担い手不足」に関する意見なども寄せられています。

○「関係者間の横のつながり強化、相互理解・協力が必要」に関連しては、事業所等と地域のつながりを強化すること、事業所と地域間で情報交換・共有すること、事業所間での情報共有・連携を図ることなどについて意見が寄せられています。

○こうした意見に対して、課題解決に向けて事業所としてできることとしては、地域主催の会議や、祭やサロンといった行事にできるだけ参加していくことなど、具体的な意見が寄せられています。（表3-1）

表 3-1 地域福祉の充実にに向けた課題と課題解決に向けた提案（自由回答）～要点～

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
1. 関係者間の横のつながり強化、相互理解・協力が必要（意見数 57）			
1	事業所等と地域のつながり（意見数 35）	顔の見える関係づくり。 コロナ禍の状況で地域との交流が減っている。 地域の活動にできるだけ長く参加できる体制づくり（病気や障害があっても参加しやすい場）。 町内会へは会費を支払うことでしか参加できていない。コロナ禍で行事参加がむずかしく、地域交流ができないのが現状。また、人員不足のため余暇の支援にあてられていない。 縦割りではなく横のつながり、顔の見える関係性をつくりたい。障害福祉、独居の高齢者、ひきこもり、介護、貧困など、様々な課題をサポートしている団体と協働できるとより良いと思う。 医療、介護、町内会等の横のつながりの強化ができればと思うが、それぞれ自分の仕事をこなすのに精一杯でなかなか行動することができない。町内会の仕事も地域住民の中で関心を持つ人が少ないのではないかな。 町内会等とのつながりがうすい。 利用者が町内会に加入していない場合や地域との関係性が良好でない場合、本人が地域に助けを求めない（知らせたくない）場合など、ケアマネジャーとして必要だと感じて相談して良いか迷う。地域によって支えあい機能の差が大きい。 地域と我々事業者との顔の見える関係。地域住民の住むまちにどんな事業所があり、どんな事業を行っているのか、子どもや若い世代に知ってもらうこと。地域住民と一番関わることの多い地域包括の職員と、サービス事業所が関わる機会が少ない。介護認定を受けている人が使うサービスが多いためか。 地域に認知症高齢者が多いことを把握しているが、サービス利用がない。介護保険申請までたどり着けていない。また、認知症高齢者の問題行動があっても調査で大きく反映されない。支援 1 判定だと地域の見守りが重要となる。	会議など検討の場への参加。 感染症対策を徹底したうえで、傾聴ボランティアや地域の学校等の職場体験学習を協力していきたい。 地域でお互いを知り協力しあえる関係づくりは必要（会議等で意見交換等を多く持てるようにしていきたい）。サロン等にできるだけ参加し、気軽に話がしやすい関係づくり。 - 他事業所、団体との交流会をやってみたい。 地域密着型サービスの施設として地域住民との関わりに参加をしたいと思っているが、業務に追われ行動することができない。コロナ禍が収束し役に立てることがあれば参加、協力していきたい。 町内会長と会ったりしている。 生活支援コーディネーターや地域包括センター、関係事業所と連携し、個別避難計画の策定に向けて、福祉委員会や自主防災組織と一緒に担当利用者の計画を立案する。 地域の祭り等に地域包括の人と参加している。 包括、居宅、地域、家族等が本人の問題行動や介護量が増えたら変更を相談する事業所としてある。地域に相談窓口を民生委員、町内会、婦人会等に周知していく。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		地域で暮らし続けるためには地域住民の協力、理解は不可欠。地域住民との関わりがスムーズにできる体制が必要。地域での支えあいのため、地域住民の意識改革を行い、担い手を増やしていくことが重要（子ども大人、高齢者等参加しやすいシステムづくり）。	社協包括が主催する会議等に参加、地域住民と一緒に問題解決に向けて取り組んでいく。
		障害福祉サービスの中でも就労支援事業所A型は福祉（サービス利用）と企業（仕事を提供する）の両方の面を持っているため、日頃は地域との関わりが少なく状況になっている。地域との交流の場、例えば定例会議等の参加ができれば良いと思う。	－
		災害時の連携や支援について。	地域の方との防災訓練等が行えると良いと思う。そのような場に参加できたらと思う。
		施設併設の事業所のため、地域住民との関わりの機会が乏しい。事業開始後、1年程度でコロナ禍になり、更に交流機会や顔の見える関係の構築が困難となった。	地域住民との関わりや、専門職として協力できることがあれば参加したい。
		民生委員や町内会の役員との交流。社協でやっているような取り組みを今後も進めてほしい。	会議や地域の祭りには積極的に参加したい。また、公園の一角を借りて出張カフェなど、地域住民と関わり合う機会もつくっていききたい。
		施設と地域の人々との交流が少ないため、相互に何を支えあえば良いのかわからない。	弊所の活動に地域の人々も参加してもらい、交流を深めたい。令和4年10月には初めて中学生ボランティア（明祥中学）に協力してもらい、利用者と外庭整備をしてもらった。
		近隣の人にもっと気兼ねなく利用、相談してもらいたいと思っているが、世間体を気にして、近隣だからこそ利用できないと思っている人が多い。地域の中の資源として認知症や介護全般の窓口になれると良いと思う。コロナ禍で思うようにいかないこともあったが、今後は地域の人と交流できる機会がもてると良いと思っている。	個人の意見としては、地域の行事等に参加し、まずは事業所自体の認知が必要。その先に事業所開放、見学、相談などできると良いとは思っているが、組合主体のため意見が通るかはわからない。
		高齢者世帯や独居など、孤立しやすい世帯への支援、関わり。コロナ禍でより孤立しやすい状況がある。身寄りがない人でも安心して地域で生活、サービス利用ができる体制。専門分野（高齢者、障害、小児等）を超えた連携。個人ではなく、世帯全体を支援する体制。	身寄りがない人は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の積極的な活用をしている。複数の課題を抱える世帯では、地域包括支援センターとの連携をはかり、専門分野以外の事業所とも連携できるように努めている。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		マンション、アパート等の住民は地域との関係があまりない。災害など発生したときに互いに声をかけあって対応できるのか不明。	-
		同じ区画にいても一緒に参加することに至っていないため、コロナ禍ではあるが、参加することから再出発したいと思う。避難訓練、レクリエーション（モルック）を年1回からスタートする年にしたい。	地区行事のお誘いを確認。参加したい有無を伝える。
		横のつながりづくり。	-
		現状はコロナウイルス感染症の対応等でなかなか地域との交流ができていない。コロナウイルス感染症が落ち着かないと地域交流はできないと思う。	コロナの対応について、もっと具体的な対策がなければむずかしいと思う。
		一人暮らしの人の安否確認。	-
		身寄りのない人の支援。災害時の住民協力。住まい探しの支援。一人暮らしの人でも看取れる体制。支援者の人材確保。	包括としてできることはやる。地域ケア地区会議や個別会議等への出席について、引き続きよろしく願いしたい。民生委員や福祉委員と協力して、住民を支援する。
		地域住民との関係性が築けていない人への支援体制（町内会不参加者や転入者への、民生委員等を含めた介入方法）。	サービスの性質上ケアマネージャーを含めたサービス提供になるため、情報共有をしながら内容を検討していく。
		コロナ禍により、事業所と地域が一緒に活動できない現状があり、事業所がどのようなことをしているのか、地域へ情報提供できていない。また、事業所側に余力がない。	感染症が収束したら、地域と交流をする機会を設けたい。
		地域の人たちと交流をもって、福祉について伝えていき、理解を広げていく活動をしていきたい。学校や家族と連携をはかり、共に支えあい、福祉の未来について支援を考えていきたい。	-
		家族が抱える問題が大きいほど、地域とのつながりが取りにくくなっていると思う。ひきこもり、虐待、DV等は社会から孤立してしまいやすい問題だと感じる。人に話せない問題であればあるほど深刻になっていき、助けてほしいと声があげられなくなると思う。	諦めず家族に寄り添ってあげたらと思っている。時間をかけ、すぐに解決できないと肝に銘じて対応していかなければ、解決につながらないと思う。
		大手社会福祉法人等は祭りやイベント等を通じ近隣住民や地域との交流を深めることができるが、小規模の事業所は単独イベント等がなかなかできないため、近隣住民との交流がしにくい。	-
		地域の人との交流機会がない。	サロンに顔を出す等、活動をしていき交流をはかる。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		利用者を通して家族関係、家庭が見えてくる。まずは問題をみつけて、つながることが大切。つなが先が充実すると良いと思う。 北明治地区はとても活発にできているが、事業者と地域住民との交流。 地域住民と専門機関、専門職、高齢、障害、子ども関連など、それぞれの役割や課題についての相互理解の場がほばない。 地域密着型の事業所として、顔の見える関係性づくりは必要であるが、地域福祉の観点からも通ずる部分があると思われる。ただコロナ禍での難しさも感じている。 地域との連携の強化。	制度に合うならばサービスとして行うことはできる。制度外なら受け皿をつくっていくことが大事。 町内会の企画、研修等には積極的に参加する。 話し合いや検討機会への参加。 地域の一員として、積極的な地域参加をしたいと思っている。 町内会や福祉委員、民生委員など地域のひとと懇談会や事例の共有が進むと良いと思う。
2	事業所と地域間での情報交換、共有（意見数6）	地域福祉事業へ参加できる情報の共有が必要。本人と同じ環境の人が参加しているとわかること。 高齢の一人暮らしでは、買い物や通院など、外出する時に一人では不安であったり、荷物を持って歩く事が辛いという話を時々聞く。しかし、友人も高齢であり、近隣の人に気安くお願いなど、とてもできず、我慢して過ごしていることも多いようだ。安心して暮らすために、生活への支援を行う安城市生活サポートやボランティアなどの情報発信を行い、高齢者に知ってもらうことが必要だと思う。 地域住民等の周知、認知度が低い。 弊社はまだまだ近隣のみなさまに認知されていない部分があるので、例えば保育園とのタイアップイベントや、包括支援センターのイベント等に協賛する形で積極的に参加させてもらい、こんな良い所が近くにあるんだとみなさまに感じてもらうことで初めて、スタートラインに立つ事ができると思っている。 認知症高齢者の把握や独居高齢者の安否確認がなによりの課題と思われる。	店舗のため、情報誌、ポスター等の掲示。 ご利用者様が生活で困っていることはないか、常に関心を持って接し、もしあれば解決の方法を考え、安心して暮らせるようサポートしていく。 - 現在検討している方法として、包括支援センターからのお話でショッピングモールを会場とした「からだ測定会」に参加し、あづま家の特徴を生かした身体測定を実施しようと考えている。写真を3枚ほど撮り、それを元に姿勢診断ソフトを使用して「あなたの姿勢は100点中〇〇点で、肩の筋肉が張っていて、内転筋が緩んでいます」という具合に来場者の診断ができれば、自分の体の評価を知りたい人は多いと思うし、それをきっかけに地域福祉の充実にも繋がると考えている。 独居高齢者の安否確認のための人員提供。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		なかなか施設内の取り組みを地域の人に知ってもらう機会がない（コロナ拡大により少なくなった）。	地域の人々と情報共有、交換ができる場があれば参加させて頂く。
3	事業所間での情報共有、連携(意見数 16)	地域包括支援センターの機能が十分果たせていないと利用者から聞いた。地域包括支援センター社会福祉協議会が連携を密に図っていく必要があると思う。	地域ケア会議や生活支援ネットワーク会議に積極的に参加し、地域課題について一緒に考えていきたい。
		現状はケアマネージャーを通して各事業所とのやりとりを行っているが、事業所間の情報の共有がうまくできないことがある。	地域包括支援センターや居宅支援事業所との連絡を密に行い、全体での情報共有ができれば良いと思う。
		福祉形態の充実に向けて、事業所とケアマネージャーによるつながりはあるが、他事業所との横のつながりについてはとても少ない状況だと感じる（サービス担当者会議やサロニー見守りネット活用等）。今後はケアマネージャー、他事業者と利用者における情報共有にて、ニーズに合ったサービスを連携して提供できればと考える。	－
		自立支援協議会の強化と高齢福祉、障害福祉との連携。	－
		地域包括支援センター等を含めた地域の他機関との連携体制の構築。	可能なことは協力する。
		市内の同業者同士が閉鎖的に感じる。誰のための福祉サービスなのか。なぜ事業所同士が連絡を取りあうのに、トゲトゲしさや、ギクシャク感があるのか。市がリーダーシップをとってまとめてほしい。児童を取りあう商売ではない。	組合や連絡会をつくるなら協力する。
		包括支援センターや民生委員等との連携をすることで、独居高齢者や高齢者世帯の問題、課題が早急に対応できるようになるのではないかな。	日頃から包括支援センターとは情報共有を心がけている。
		各事業所の連携が取れていないため機能、役割が理解できていないと思う。	各事業所で様々な取り組みを実施していると思うが、不明なことも多い。まずは狭い範囲（事業所周辺）での「地域」において、事業所の役割、機能等を知る機会を創出し、地域住民と一体であることを認知し、そこから拡大していく。また、近隣の事業所同士で「地域協働」に関する協議を行う。
		地域の訪問診療を行っている医者や、他の訪問看護事業所との連携が大切だと思う。	現状では、利用者の主治医とは情報共有を心がけている。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		各分野（高齢、障害、児童等）の担当者が自分の担当以外の問題に直面したとき、どうすればいいかわからない。各分野が交流し、互いのことを知れると良い。	各分野で交流できる研修会などがあれば、参加したい。
		障害者の高齢化に対して高齢福祉との連携が取れていないと思います。	－
		個人情報保護しつつ、多職種で情報共有、連携すること。	町内会会議の参加、地域ケア会議の参加、サルビー見守りネットで情報共有すること、講演講師、多職種ワークショップ、研修の参加。
		各地域の介護施設に勤務する各職種職員と地域行政を核とした地域福祉アドバイザー活動にて個々の状況に応じた支え合いができればと思う。	現在の新型コロナ禍における対応はむずかしいが、種々の規制緩和後は、施設を活用した体験型勉強会や在宅介護実践勉強会等（移動、排泄、食事、入浴等の介助方法や食事レシピ）を実施。
		子ども家庭庁のような、子どもに関する部署、障害児も健常児も共に育つ目的で横断的に対応できる安城市の組織をつくってほしい。障害福祉課、子ども課、教育委員会＋医療。	障害のある子もいない子も共に育てるこども園の運営。児童発達支援＋保育→学童＋放デイ。
		福祉委員会等、地域連携に関する活動について学んでいる。問 8 に回答する内容については個別の問題が多くあり、その際の対応方法として、広報等利用し窓口が広がる情報の提供がほしい。	問題に直面した時は市役所に相談する。
		関係機関間の連携強化。縦割りの行政に対しての横串機能。住民を巻き込んだ、当事者意識をもった関わりが必要だと思う。	課題解決のためのワーキンググループメンバーの参加等。
2. 地域住民同士の交流・連携（意見数 17）			
1	多世代・世代間交流 （意見数 17）	介護保険サービスだけでは在宅生活のサポートがむずかしいと思う。地域や町内で支えられると良いと思う。	足りないと思う支援や、あると良いと思う支援を提案していく。
		住民相互の人間関係が希薄、無関心になっている。同居家族の協力、支援が希薄になっている。認知症の理解が困難になっている。認知症と認めたくない。相談できるカフェ等に行ってほしいが、必要な人ほど行きたがらない。虐待、ネグレクトが発見しづらくなっている。	認知症の家族交流会の紹介をすすめる。地域ケア会議に参加していく。
		昔から住民同士のつながりが深い地域もあるが、新しく引っ越してきた住民や駅前などの開発地域のつながりが薄く、そのような住民が地域に溶け込みやすいと良い。	地域の行事や活動に事業所も一緒に参加できると良い。
		地域社会に関心の薄い人や核家族化の進行で、高齢者と暮らす経験のない子どもが増えている。	幼少年期から地域でのつながりの意識を持てるように、様々な出会いや交流の機会をつくる必要がある。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		住民相互の支えあいの基礎になる住民同士のつきあいが、希薄だと感じる。特に高齢者と若い世代との関係性がもっと深まってくると良い。	地域の行事等があれば手伝いは可能。
		支え合いの前に障害者のことも、地域住民の事情もお互いに理解が足りていないように感じる。対等な関係として、生活の場を共にしなければ支援も差別解消も適切にはならないと思う。	地域住民と交流する機会など互いを知る機会を増やす事が必要だと思います。交流を目的としたイベントのファシリテーターなど協力は可能。 地域住民を交えた地域ケア会議などを活発にしたり、一緒に交流する機会を増やすなど互いを知る機会を増やす事が必要と思う。交流を目的とした健康教室や介護予防研修、交流機会のファシリテーターなど協力は可能。
		独居高齢者の孤立。課題を抱えていても相談せずに困っている人がいる（地域との交流が少ない）。課題があっても当事者、周囲が気づけずに悪化する恐れがある。	地域、町内会の集まりへの参加。可能な範囲で情報共有する。
		地域（町内会等）の協力やサポート。特に一人暮らしの要介護者。	地域ケア会議の参加。
		一人で外出できない人が地域から孤立しやすい。高齢者は人に頼るのは悪いという気持ちが強い人も多いため、困りごとを抱えてしまう人もいると思う。	電話や訪問ができると良いが、時間とお金の問題もあると思うので、そこが解決できればいいと思う。送迎の途中で情報誌を届ける等、何か協力できることがあればと思う。
		コロナで地域交流やボランティアの受け入れも希薄になってしまっていると思う。地域のイベントにもなかなか参加できないことが課題だと思う。	コロナ情勢と向き合う中で、外部との接点やボランティアなどの可能性など、情報を得ていくことから始まると思う。
		地域社会や人々の連帯感の希薄化。高齢化、少子化、核家族化、共働き世帯の増加による、家庭の介護能力の低下。	いつも地域福祉の促進、向上のために、様々な施策の提言及び実行に感謝している。地域福祉の現状や課題、今後の在り方などを理解してもらえよう（セミナー等）や企業同士の交流促進、世代間交流の促進、学校等の教育機関における地域福祉に関する教育の場等々を今まで以上に設ける必要があるのではないかと考えている。その上で、地域の人々が地域福祉に対する理解を深め、意識を高揚させ、企業や地域住民の積極的な関与に繋げていく必要があると考えている。我々の事業所は小規模ではあるが、行政主導を認識した上で、民間企業の障害福祉サービス事業所としての立場から、さまざまな施策の企画や運営等のサポートに協力できればと考えているので、その際はお声がけいただきたい。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		生きがいを持って暮らせるかどうかだと思う。そして、それを実現させるためにインフォーマルサービスをいかに充実させて行けるかどうかは課題だと思う。 安心安全に毎日暮らせること。家族のことは家族だけ（家族単位）でまかなえる時代ではなくなっていると思う。しかし、近隣住民との関係はないに等しいと思う。 仕事までいなくても、手伝的な事、ボランティアなどで地域の人と関われる機会がもっとあると嬉しい。 認知症利用者の地域でのサポート体制が足りていない。また、サポート体制があっても活用しない人が多い。 コロナ禍という事もあり、外出の機会が減り引きこもりがちになってしまっている事。ADL が低下してきている事。 現在、コロナ禍であることから外出自粛→フレイルリスク増大。季節→寒暖差があることでの外出控え。フレイルによりケアフォーラム開催時の移動手段がない。	当施設の利用者の生きがいを少しでも持てるよう、地域の催し物に参加したい。コロナ禍でボランティアさんの受け入れを中止していたが、状況をみて再開したい。 法人のため一人の意見では通らず、社内の議題にあげていかなければ何とも言えない。 イベントへの参加などしたい。 利用者へサポート体制の情報提供を行う。 個別機能訓練のほか、体操や、体を動かすレクリエーションを行なっている。コロナが少し落ち着いた時に買い物レクを企画している。 各中学校区でのイベントなどの開催時に招待してもらおう→現在、運動会やウォーキングなどは救護係として協力させていただいている。その他機会があればお困り事やお手伝いできる内容であれば小規模単位（老人会、子供会、お祭り等）でも協力可能。
3. 交通手段の欠如（移動支援の必要性）（意見数 9）			
1	サロン等への送迎 買物、病院への移動 （意見数 9）	『移動支援』このコロナ禍において外出して他者と交流することが、介護予防の観点で重要であると思われられた。安城市はあんくるバスやタクシー助成券等公的サービスがあるが、もう少し小さな単位（小学校区や町内）で移動支援ができると良い。 中部福祉センターと協力して地域住民の買い物支援（健康だが車がないような高齢者を対象にイトーヨーカドーまで送迎）をしている。 バスやタクシーを利用しないと病院や買い物に行くことが不可能な人にとって、タクシーは高額なので頻繁には利用がむずかしいとのこと。あんくるバスは時間的に出ている本数の少なさが問題のように感じる。 通院や買い物の移動手段の確保（乗りあい自動車サービスなど）。地域で安否確認の体制があると良い。	あんくるバスは、歩行器を持参しての乗降を手伝ってくれるガイドが同乗していると助かる。さるびあ号は、利用している人がどのくらいいるのか。学区内のサロンなどに出かけるための利用ができないか。運転手は有償ボランティアを募るなどする。この活動を 65～75 歳くらいの人でできないか。 － － 問 9 の計画（乗りあい自動車サービス、安否確認の体制）の実行準備委員会等の一員になるなどの協力をしていきたい。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		利用者が身寄りのない人が、行政手続きや病院受診等の外出で利用する移動支援が、事業所の人手不足等の理由で利用できず、転倒等の不安があっても1人で外出せざるをえない状況がある。人手不足も大きな課題ではあるが、代替する手段があると良いと感じる。一般のタクシー事業者を利用予約の依頼で、事前に連絡をとっても空きがないと断られたりすることがあり、福祉センターへ困っていると相談した地域住民も複数あり、移動手段に課題があると感じている。 公共交通機関（バス等）の充実。自由に過ごせる場所の充実（余暇を過ごす場所等）。 公共交通機関が充足していないため誰かに頼らないと生活に支障が出る。市販の介護食が限られている。通販は高齢者にはハードルが高い。災害時の共助公助の仕組みが不十分。 介護保険サービスだけでは足りない。外出支援が必要だと思う。 自動車の運転ができない高齢者にとって、交通の便があまり良くない地域なので、外出したくても外出困難になっていると思う。もっと自由に外出ができるようになればと思う。	－ 障害福祉サービスで、送迎にどこも困っている。本数は少なめでいいので、そういったものがあると利用者さんが助かると思う。障害を持っている人は、自力での移動が困難な人も多い。 乗り合いタクシーなどあるといい。市あるいは市の委託先が通販の取り扱いができれば安心できる。災害時連携の仕組みをすすめてほしい。危機管理課や高齢福祉課と連携して例えば避難所でのボランティア活動登録をして医師の指示を、看護行為が行えるようシステムを構築してほしい。 事業所としては外出支援として、歩行器や電動カートレンタル販売の普及をすすめたい。気軽に外出できるような送迎サービスやつきそい等の有償ボランティア制度があれば良いと思う。 タクシー券の発行をもっと行いタクシー券利用時の金額負担も利用しやすい金額設定にすると良いのではと思う。
4. さらなる福祉教育（住民の理解）が必要（意見数3）			
1	心のバリアフリー（意見数2）	認知症に関する知識や理解を多くの人に広めていくことで、ミスや時間がかかることに対してもおおらかに受け止め、寛容な思いやりある社会になると良いと思う。障害や老い、認知症等々、いずれ自分にも来ることだと自分事として考えていけると良い。 地域住民の理解。	認知症サポーター養成講座の実施。認知症のことをより知ってもらい、関わってもらえるためのイベントや認知症カフェの開催。その他できることがあれば喜んで協力する。 自治会への参加。
2	若い世代への教育（意見数1）	学校との連携。	－

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
5. 地域福祉の担い手不足 （意見数 3）			
1	キーパーソンの育成 （意見数 2）	地域福祉の担い手不足。住民相互の 支え合い機能を強化するためには、 仲介し活発にしていけることを仕事と して取り組む人が必要。ボランティ アで大きい負担を背負ってくれる人 は居ないと思う。	－
		支え合いも支援体制づくりも関わる 人（担い手）が不足していると思われ る。	ボランティア団体同士の積極的な交 流が求められる。
2	後継者育成（意見数 1）	現在、自立支援協議会で取り組み始 めた「人材育成」。自法人、自事業所 という狭い視点を広げて地域（安城 市）で本人さんたちをサポートして いくという視野を持った人材を増や していく。	ひきつづき自立支援協議会に参画さ せていただきます。
6. 事業所経営上の不安 （意見数 2）			
1	人員確保・専門職の確 保（意見数 2）	人材確保及び育成。事務の増大。介護 報酬の圧縮。 登録ヘルパーの確保。人材不足。	ネットワークで集約した意見の尊重 と具体的な施策の行政による実行。 ヘルパー資格の教室を市で開講して ほしい。
7. その他 （意見数 30）			
1	介護保険サービスの 周知（意見数 2）	障害福祉サービスから介護保険サー ビス利用に変更する際の自己負担な どがある点の家族の理解。 サービス内容等の認知。 単身世帯の高齢者へのサポート。	介護保険サービスの説明など。 社協、包括等との連携。 地域包括センターなどサポートして くれるところがあることを知らない 場合もあるため、声かけをする。
2	その他（意見数 28）	皆それぞれの立場（活動範囲）でよく やっていると思う。大きな課題は思 いつかないが、今の活動を続けてい くことが大切だと思う。 認知症への理解。他分野の支援がよく わからない（子ども、障害など）。 ごみ捨てや買い物等のボランティア や支えあい活動に市が本格的に取り 組む。 施設的环境になじめずに退所した人 がいる。色々なタイプの施設があれば 良いと思う。 グループホームが満床になった後 も、空く予定がないかと問い合わせ がある。まだグループホームが足り ていないと思う。 重症心身障害児者の居場所（グルー プホーム等）を希望する人が多数い る。親亡き後、住み慣れた地域で生活 させたいと話している。高齢者に比 べ、利用施設が市内に少ない。	－ 包括との協働、勉強会の企画協力（キ ャランメイト在席）。 実際の意見を把握する。 － 令和5年度に阿久比町、西尾市、岡崎 市でグループホームを開設する予定 がある。安城市に住む人の相談を受け ることができる。 －

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		男性の高齢者が参加しやすいと思えるサロンが少ないため、予防の面でも、リハビリ終了後に身体機能を維持し続けていく面でも課題になっていると思われる。 【複合的課題への包括的な支援体制づくり】重層的支援体制整備事業への取組の遅さ（安城市は左右を見て一歩踏み出さない）。行政内部の縦割りによる弊害（縦割りが悪いわけではない。縦割りの壁が高すぎる、もしくは関わりたくないと思っている）。 【住民相互の支え合い機能の強化について】行政として社会福祉協議会として住民の相互的補完についてどのように目指していくのか、またそれを主となる生活支援コーディネーターがどのように考えているのかが良くわからない。	-
		「町内会や老人クラブと合わない」という方とうまくいきにくい。	-
		近隣住民の理解と協力。	回覧板を回してほしい。自治会への加入（今どうなっているかわからない）。
		認知症の人に対して、自分ごととしてとらえる事ができない。	認知症サポーター養成講座の実施。
		実際のサービスと地域住民の福祉サービスへのイメージのズレをなくしていく必要があると感じている。例：デイサービス＝認知症になった人が行くところ等。また、介護予防の重要性をもっと知ってもらう必要があると感じている。	デイサービスの業務の説明や介護予防レクチャー等であれば協力ができる。実際に安城市内で数多く健康に対する講演や体操教室を行っている。
		地域住民への障害者に対する理解度はあまり進んでいないため、地域で生活しづらい状況である。	行政と協力して啓発活動を行なっていく。
		精神疾患がある人の働く環境の確保。	情報提供と情報共有。
		相談できる場所がわからない。	悩んでいることがあれば話をきくことはできる。
		本人、家族ともに今の状態をどこに相談すれば良いのかわからず、動いていない家族もあると思う。現状では病院の先生に教えてもらい、安城市役所などに連絡し対応してもらって今に至る人もいるので、もっとも市として何かできたら福祉の充実につながると思う。	今以上に市から FAX やメールで色々な案内等の情報発信をしてもらえるといい。見ない人もいて解決はしないかもしれないが、利用していただいているご家族に配れるような案内等をもらえれば、こちらでも各利用家族へ渡すこともできる。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		子どものことで相談できる場所、事業所が少ない現状がある。	当事業所に相談支援事業はあるが、市内に気軽に相談できるところが増えたと、悩みを抱えこまず過ごせることができるかもしれない。
		発達支援という立場から保護者がどこにどんな相談をすれば良いのかが明確になっているとよいと思う。	あんステップの職員の充実と活動を広げてほしい。
		ケアマネジャーの事業所としては、担当になると何か些細な事の相談窓口が我々に一極化してしまう傾向が出てきてしまう。	一緒にタイムリーに問題共有できる機関が、地域包括支援センター以外にもあるとありがたいし、そうした機関と顔の見える関係が日々つくれると良いと思う。そのために、いろいろな交流会や意見交換会などの企画、行政機関で機会づくりへの協力はありがたい。また、そうした機会への参加や企画協力はできていると思っている。
		介護保険がおりた人が使えるサービス、施設があっても介護予防として利用できるものが少ないように感じる。また介護予防が必要ない、関係ないと感じている人にも、興味を持ってもらえるような取り組みがあると良い。	弊施設はリハビリ重視型のため、体験会（無料）は常に行っている。スポーツクラブに置いてあるものと同じマシーン、機能訓練士がおり、高齢者に合わせた負荷で行えるため、一般的なスポーツクラブより敷居が低いと思う。介護保険を使っていない人も月 8,000 円くらいで利用可能。
		65 歳以上の人も住み慣れたホームで暮らし続けることは可能だが日中、利用できるサービスがない。	65 歳以上の人で、介護認定が出ない人への対応が不安。
		65 歳になると「介護保険優先」となり、障害福祉サービスの利用も可能としている中で、生活介護は利用できなくなるのが現状。長年、生活し慣れた暮らしを続けられない事は不安となる。	生活介護も 65 歳以前よりの利用者は、引き続き利用できるように、本人が選択できるシステムになると良い。
		地域住民の障害の理解。	啓発活動。
		障害福祉サービスと介護保険サービスの境界線が原則として 65 歳になっている。	利用者が希望すれば介護保険優先の原則ではなく障害福祉サービスの利用も可能にできたらと思う。
		本当に福祉を必要とする人に、安城の福祉サービスを知ってもらえているのか。必要とする人に必要なサービス提供をもっと積極的に広めていく。	手伝いできることがあれば何でもする。
		介護サービスの内容で利用者のご理解、認識のズレがある。例：ヘルパーに対して家政婦扱いを受ける場合がある。訪問看護さんとヘルパーとのコミュニケーションに難がある。	模索中。
		近隣の方々は皆やってくれるので問題なし。	防災訓練など手伝ってくれる。

No	分類区分	地域福祉充実に向けての課題 ～具体的意見（例示）～	課題解決に向けて協力できること ～具体的意見（例示）～
		利用者の中には一人暮らしをしていても自分 1 人でできない事があったり、家族と一緒に住んでいても、家庭に問題があり、着替えや入浴、金銭管理等、普通に生活する事が出でていない事がある。が、毎日、事業所に来るので、問題点での生活面のサポートは、やりきれない部分があり、困る事が多い。	-

4 他の関係機関等との連携について

(1) 担当分野以外の困りごとを抱えている利用者等の有無、困りごとの分野（問 11）

問 11 過去1年の間で、貴事業所の“担当分野以外の困りごと”を抱えている利用者またはその家族を見聞きしたことはありますか。その“困りごと”はどのような分野であったかをお聞かせください。（あてはまるものすべてに○）
また、過去1年の間に把握したおおむねの件数を右欄にご記入ください。
※複数の課題がある場合は対応している主な内容で、件数に計上してください

要点

過去1年の間で見聞きした“担当分野以外の困りごと”の分野を件数ベースでみると、「認知症の方への対応」が10,254件（1事業所あたり155.4件）と他に比べて際立って多くなっています。

次いで、「老老介護・認認介護の方への対応」（1,387件）、「ダブルケアへの対応」（895件）、「引きこもりの対応」（801件）が多くなっています。

全体（事業所数ベース）

○過去1年の間で見聞きした“担当分野以外の困りごと”は、「認知症の方への対応」が66事業所（32.0%）と最も高く、次いで「老老介護・認認介護の方への対応」が64事業所（31.1%）、「高齢者・障害者への虐待への対応」が56事業所（27.2%）、「生活困窮者・世帯への対応」が54事業所（26.2%）、「病気がちな単身高齢者への対応」が49事業所（23.8%）と続いています。

○生活困窮分野が4位につけているものの、全般的に高齢者分野の困りごとが上位を占めています。その一方で、「ヤングケアラー」や「子どもの貧困」といった昨今問題になっている案件もそれぞれ、12事業所（5.8%）、7事業所（3.4%）みられ、数こそ多いとは言えないものの、本市でも無縁ではない今日的な地域生活課題として捉えることができます。（図4-1-1）

全体（件数ベース）

○見聞きした困りごとの件数についてみると、「認知症の方への対応」が10,254件（1事業所あたり155.4件）と、他に比べて際立って多くなっています。2番目に件数が多いのは「老老介護・認認介護の方への対応」（1,387件）で、2番目までは、事業所数ベースと同じ順番となっています。

○3番目に件数が多いのは、事業所数ベースで11番目である「ダブルケアへの対応」（895件）、4番目に多いのは、事業所数ベースでは6番目である「引きこもりの対応」（801件）となっており、件数ベースではこうした複雑かつ複合的な生活課題である困りごとが、上位になっていることが特徴になっています。

○また、事業所数ベースだと8位である「ごみ屋敷への対応」についても件数ベースでは6位と比較的上位になっていることが特徴になっています。（図4-1-1、図4-1-2）

事業所の区分別（件数ベース）

○事業所区分別にみると、障害福祉サービス事業所よりも介護保険事業所、介護保険事業所のなかでも地域密着型サービスでない事業所ほど、“担当分野以外の困りごと”を見聞きしたという事業所の割合が全般的に高くなっています。

○その困りごとの分野としては、「認知症の方への対応」や「老老介護・認認介護の方への対応」といった介護保険事業所の本来的な利用対象者層にあたる困りごとだけでなく、「ごみ屋敷への対応」や「ダブルケアへの対応」といった複合的な生活課題に関する困りごとに関する割合も高くなっています。（図4-1-3）

図 4-1-1 「担当分野以外の困りごとを抱えている利用者等の有無・困りごとの分野」
(事業所数ベース) - 複数回答 -

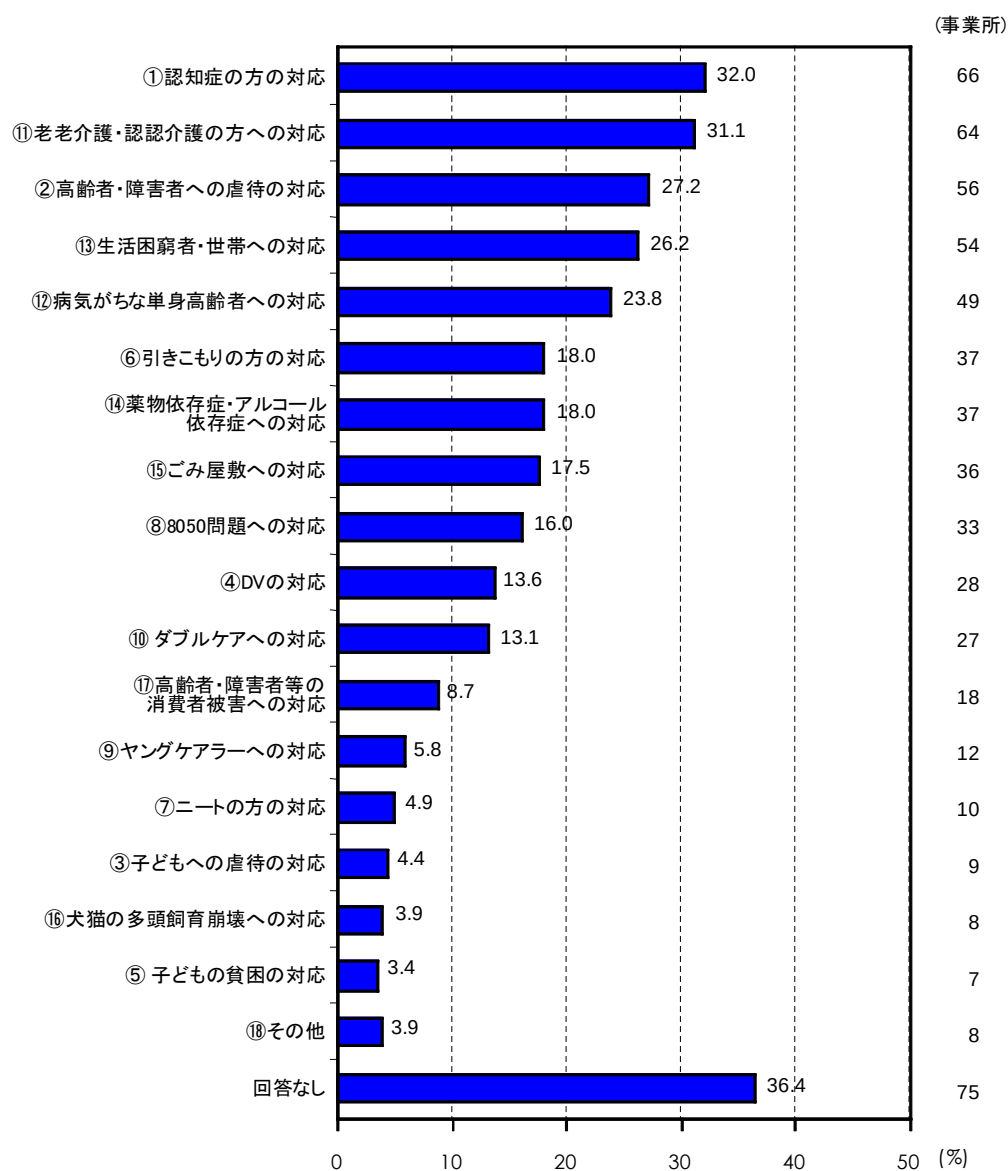


図 4-1-2 「担当分野以外の困りごとを抱えている利用者等の有無・困りごとの分野」
(相談件数ベース) - 複数回答 -

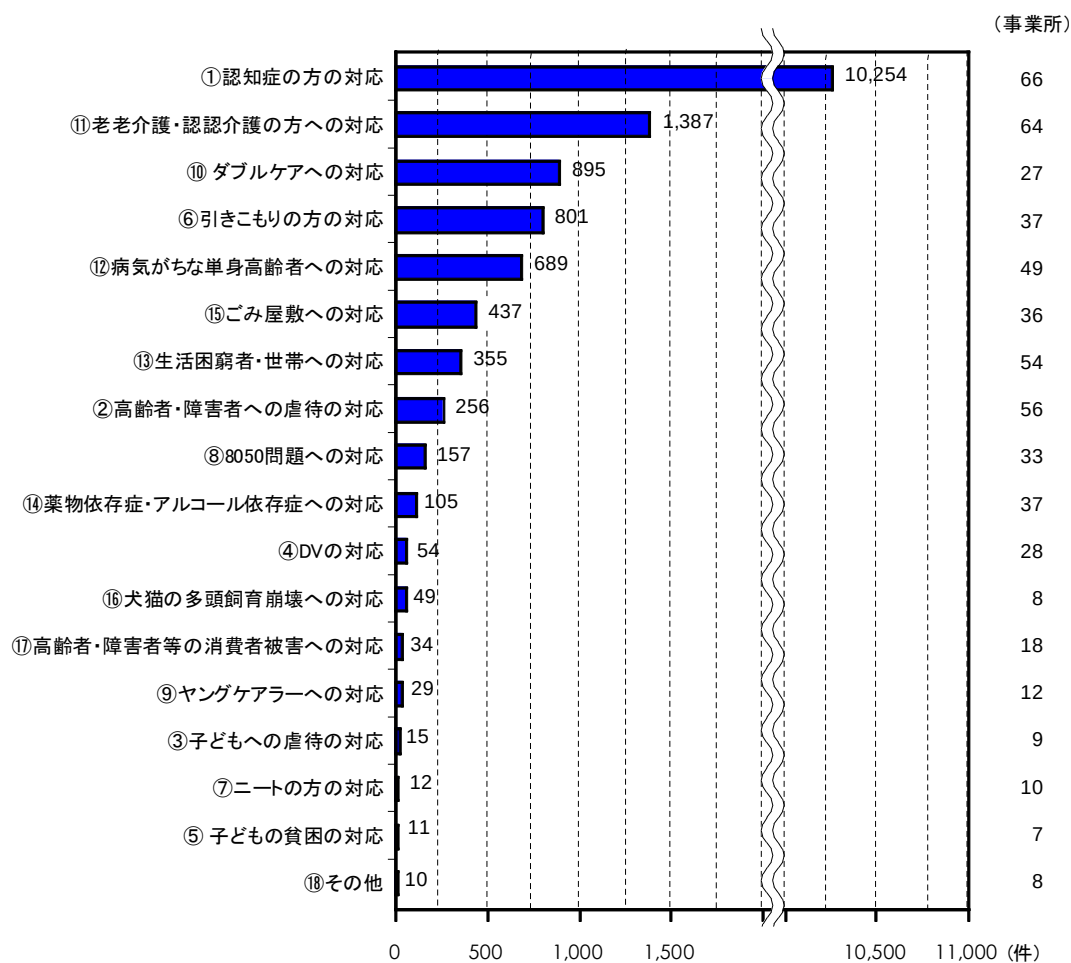
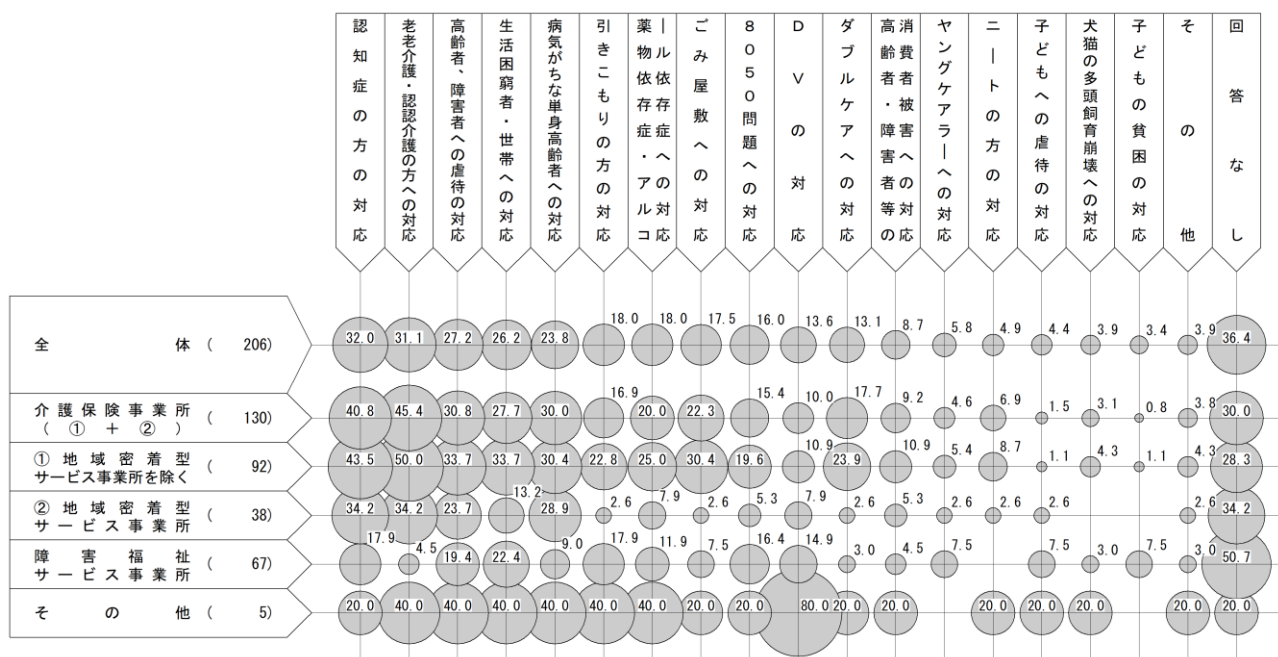


図 4-1-3 事業所の区分別「担当分野以外の困りごとを抱えている利用者等の有無・困りごとの分野」
(事業所数ベース) - 複数回答 -



（２）困りごとの対処法（問 12）

問 1 2 担当分野以外の困りごと”を把握した場合に、どう対処しましたか。（○は１つだけ）

要点

“担当分野以外の困りごと”を把握した事業所の 9 割超が他の相談支援機関等へのつなぎ・連携ができていますが、他の相談支援機関等へのつなぎ・連携ができていない事業所も 12 事業所（5.8%）と少ないながら存在しています。

全体

○困りごとの対処法については、「他の相談支援機関等につないだ・つなごうとしている」が 125 事業所（60.7%）を占めています。一方、「他の相談支援機関等につなげなかった・まだつないでいない」は 12 事業所（5.8%）と少ないながら存在しています。

○残りは「担当分野以外の困りごとを抱えている人はいない・把握してない」（48 事業所、23.3%）と「回答なし」（21 事業所、10.2%）なので、“担当分野以外の困りごと”を把握した事業所の大半（91.2%）が他の相談支援機関等へのつなぎ・連携ができています。（図 4-2-1）

事業所区分別

○事業所区分別にみると障害福祉サービス事業所は、「担当分野以外の困りごとを抱えている人はいない・把握してない」の割合が高い、すなわち、“担当分野以外の困りごと”を見聞きしたという事業所の割合が低い割には、介護保険事業所に比べて「他の相談支援機関等につなげなかった・まだつないでいない」の割合がやや高くなっています。障害福祉サービス事業所の場合、他機関との連携がやや希薄である状況がうかがえます。（図 4-2-2）

図 4-2-1 「困りごとの対処法」

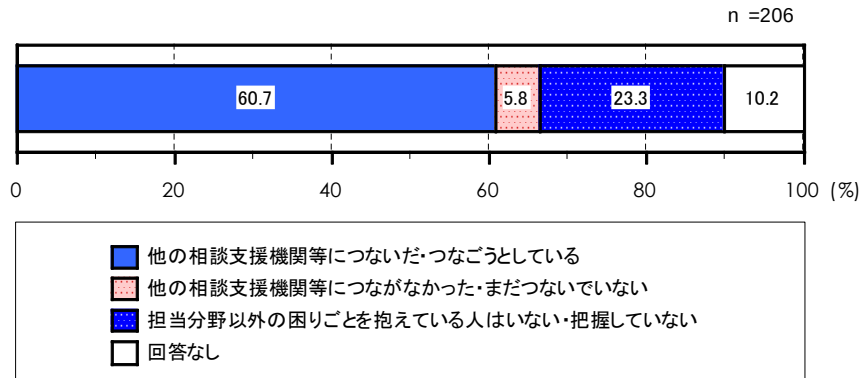
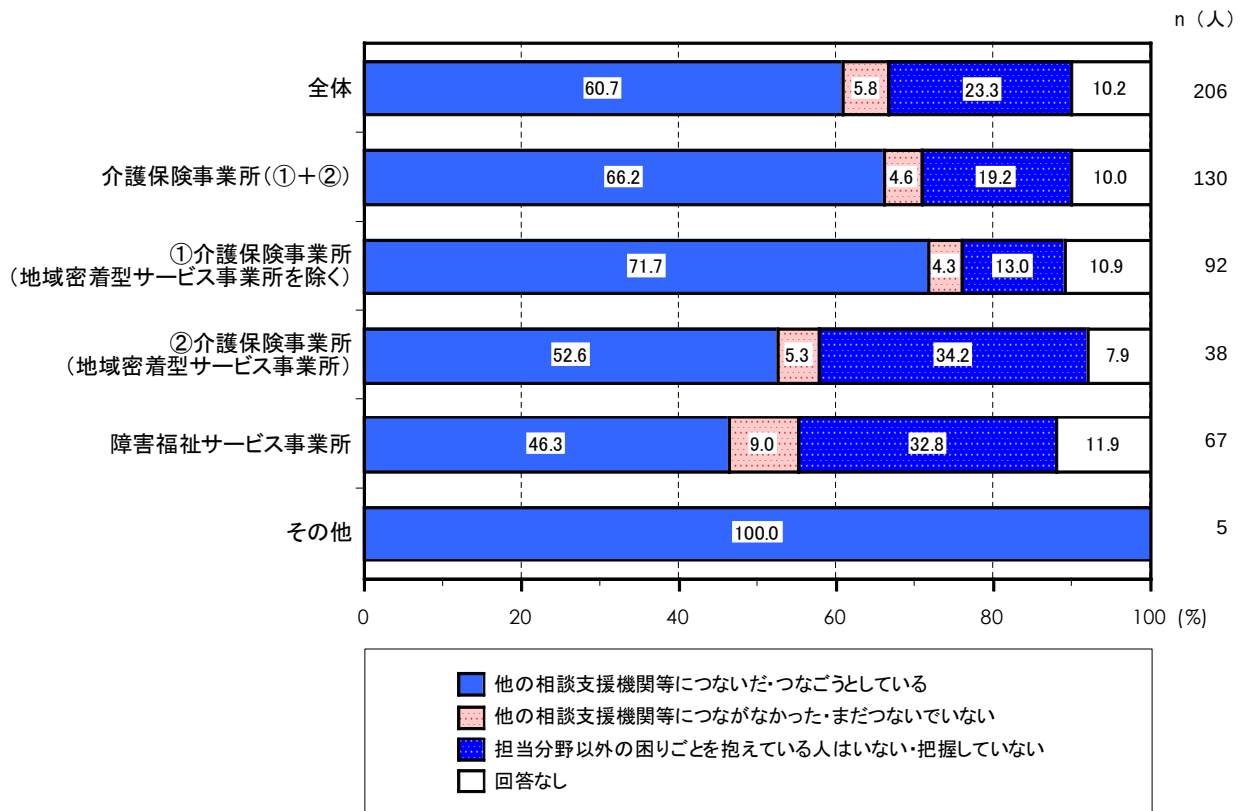


図 4-2-2 事業所区分別「困りごとの対処法」



(3) 他の相談支援機関等につなげなかった理由 (問 13)

問 13 問 12 で、「2 他の相談支援機関等につなげなかった・まだつないでいない」と回答された方におたずねします。他の相談支援機関等につなげなかった理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

要点

「他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため」や「他の相談支援機関等との関係づくりができていないため」などが「他の相談支援機関等につなげなかった・まだつないでいない」と回答した理由としてあげられています。

全体

- 「他の相談支援機関等につなげなかった・まだつないでいない」と回答した理由について尋ねたところ、「他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡してよいかわからない」と「他の相談支援機関等との関係づくりができていないため連絡しづらい」が共に4事業所(33.3%)みられます。
- また、「繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある」や「個人情報の取り扱いが難しいため、必要な情報を共有できていない」という事業所も共に2事業所(16.7%)みられます。(図4-3-1)

図 4-3-1 「他の相談支援機関等につなげなかった理由」 - 複数回答 -

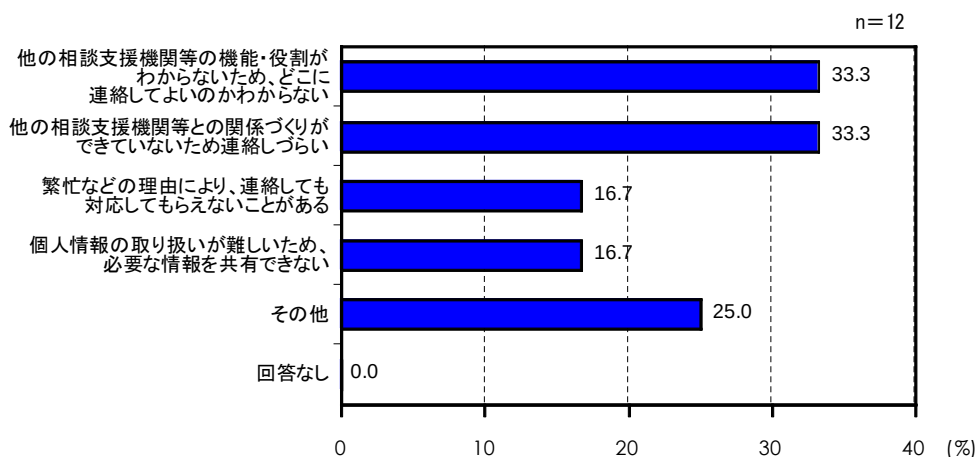
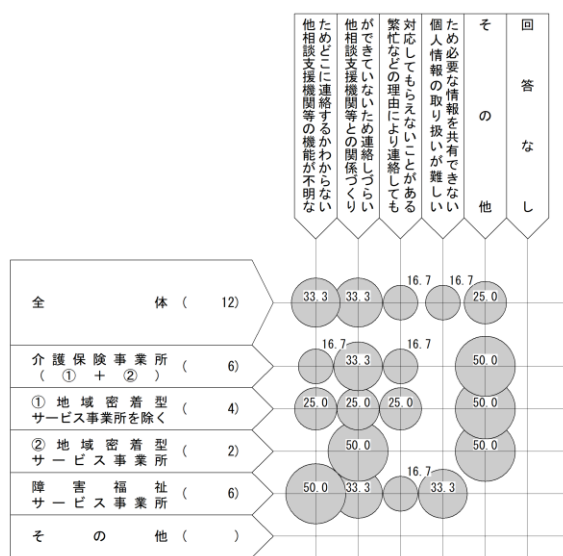


図 4-3-2 事業所区分別「他の相談支援機関等につなげなかった理由」【参考】 - 複数回答 -



(4) 他関係機関等との連携に対する意見・要望（自由回答）（問 14）

問 14 今後、他の関係機関等との連携を進めていくためのご意見やご要望などがありましたら、自由にお書きください。（自由回答）

要点

「連携のための合同研修会を開催するなど知り合う機会を設ける」や「連携するための検索システムやマニュアル・マップ等の冊子を作成する」など、他関係機関等との連携のための多様かつ具体的な意見・提案が出されています。

全体

- 今後、他の関係機関等との連携を進めていくための意見・要望について自由意見を求めたところ、48 事業所から 49 の意見が寄せられました。（表 4-4-1）
- 他関係機関等との連携のためには、「連携のための合同研修会を開催するなど知り合う機会を設ける」や「連携するための検索システムやマニュアル・マップ等の冊子を作成する」、「連携のための窓口の明確化」といったアイデア・意見が出されています。また、連携に向けての意気込みや自覚をうかがわせる前向きな意見も見受けられます。
- 一方で、福祉サービス提供の契約を行っていない人や家族、個人情報保護の配慮から事業所として積極的に関わりにくい面がある状況を指摘するような意見もみられます。また、重層的支援体制整備事業の状況について知りたいとの意見も出されています。

表 4-4-1 他関係機関等との連携に対する意見・要望

分類区分	No	具体的な内容
連携のための合同研修会や意見交換など知り合う機会を設ける (意見数8)	1	今までもあると思うが、参加しやすい障害福祉と高齢福祉合同の研修があれば良いと思う。
	2	一緒に研修や会議に参加する。地域ケア会議の充実。他分野支援機関の困りごとを把握する。
	3	家族支援としてとらえると、問 11 のような担当分野以外の困りごとは、どれも地続きであり、支援の一環として連携しないと選択することはほとんどないと思う。個人情報の流出問題を一つの重要なテーマとして、分野に関係なく Z o o m など参加しやすい形で良い対応例の事例検討研修等があると良いと思う。
	4	事例を通して多職種が検討する研修等があると良い。それにより、顔の見える関係づくりを常々しておく。
	5	交流会や勉強会、セミナー等が開催される場合には、積極的に参加したいと思っている。
	6	行政等の公的なサービスだけでなく、民間の研修の機会やパンフレットなど、インフォーマルな支援に関する知識を各関係者がもてるようにすれば、連携が進むと思う。
	7	関係機関の窓口の人と意見交流できる場があると良い。
	8	お互いを知ること。
連携するための検索システムやマニュアル・マップの作成 (意見数8)	1	障害福祉サービスのマップのような、さまざまな団体、事業所の一覧やマップを作成する。すでにあるかもしれないが、異業者交流。問 11 のような分類、テーマ毎で事例検討し、さまざまな人が参加できるような形で開催する。
	2	電子連携を利用した成功例、失敗例、相談内容など載せることができるシステムが確立されれば部署、事業所問わず、少人数～1人体制、個人でも書き込みができ、返答を確認しながら次のステップ、または相談支援先に繋ぐことができるのではないかと。
	3	どこに繋げていけば良いのかの情報は検索すれば幅広く知る事はできるかと思っているが、きっかけがないと繋がりにくいと思う。広く他分野との意見交換会や交流会などの機会があると、普段から繋がりやすくなるのかと思っている。

分類区分	No	具体的な内容
	4	事例等を教えてほしい。
	5	「この問題が起きたらここに相談」というような、わかりやすいフローチャートを作成、配布する。問題を把握したらすぐ解決のために動ける仕組みづくり。
	6	関係機関とのつながり方がわかる冊子等があると助かる。
	7	相談支援機関を一部しか知らないためリーフレットなどにまとめたものがほしい。
	8	関係機関とのつながりがわかる冊子があると助かる。
連携するための窓口の明確化と強化 (意見数5)	1	さまざまなケースについての連絡先が分かりやすいと良い。また疑いの段階でも相談しやすいと良い。
	2	どこに相談したらいいのか窓口を明確にしてほしい。
	3	病院と連携するにあたって「誰に言えばいいのかわからない」「医師には言いづらい」等、敷居が高いと感じている担当者が思いのほか多い印象を受けている。相談窓口のみえる化、担当者の顔と名前を周知させる取り組みがあっても良いと思う。
	4	地域包括支援センターの機能、権限の強化。現状では相談にはのつてもらえるが、基本は事業所がそれぞれ個別に対応、解決するしかない。
	5	居宅のケアマネージャーが困ったことは事業所で話し合い、所長が包括や高齢福祉課、多職種連携の地域ケア会議等で解決に向けてのアプローチをしていく。
連携にあたっての課題等 (意見数11)	1	8050問題は多くの人が直面していく。福祉の充実に向けた課題の一つでもある。利用者は収入がなく、親亡き後の生活を年金だけでできるのか。対応について、各分野とのつながりが必要になってくる。児童、障害者、障害児、高齢者と相談員が変わる。つながりや本人中心の生活ができる体制が必要。
	2	利用者の年齢が上がるにつれ、家族も高齢になっていく。高齢になった家族の介護問題も含めて連携がとれると良いと思う。
	3	DVを受けている40代の女性利用者は実際に青アザをつくり通所している。この人に訪看法、週1カウンセリングという情報はあがるが、つながりもなく顔も見えないため、何も問題解決に至っていないことをもどかしく感じる。本人、カウンセラー、事業所、家族、医者、訪問看護師、相談員がお互い顔をみて声を出しあい、みなで支援したい。
	4	地域の人が寄れる場所を知りたい。どのようなことを望んでいるのか、やってみたいのか、知りたいのかを知り、担当の場所へ連絡、相談がしやすくなることを望む。
	5	子ども、障害、老人すべてにおいて、他事業所とのネットワークの充実。
	6	担当の地域包括との関わりが薄い。
	7	介護に付随する機関であれば利用者家族、またはケアマネージャーを通して連携をとることは可能で、ある程度の対応ができていると思う。しかし、そこを外れると、どうしても関係がないからと対処がうまくできないと思う。老老・認認介護世帯だといろいろな問題が今後出てくるのではないかと予測する。なるべく在宅で、という国の方針に沿うには、福祉サービスで担えない部分をどう埋めていくかが重要になってくると思う。
	8	担当分野以外の困りごとは、たまたま隣家への訪問や対象利用者の訪問時に同居家族が問題であったりするケースで、事業所と契約を交わしていないため積極的に関わることはできない。事業所スタッフは実際はその市町の住民ではないことがほとんどで、民生委員が誰かもわからないため、当方としては地域包括やケアマネージャーに伝えるしかないと思っている。
	9	利用者の年齢が上がるにつれ、家族も高齢になっていく。高齢になった家族の介護問題も含めて連携がとれると良いと思う。

分類区分	No	具体的な内容
	10	身寄りのない人の支援について、身元保証問題、死後事務など、どことどうやって連携していくのか。
	11	警察、児相との連携強化、虐待、家庭内暴力、強度行動障害。
連携のため自覚と意識向上が必要 (意見数4)	1	各事業所がチームとして動いているという自覚を持ち、意識して連携をとっていく。
	2	担当分野以外の相談窓口を互いに理解し、連携を取りやすい関係づくりができると良い。
	3	連携をする際の目的、方針を明確にする。支援のスピード感の違い等、専門職の他分野へ対する理解。連携を期待する分野の限界点を知る。専門職としての矜持（プライド）を持てるか否か。
連携に向けての意気込み・想い (意見数3)	1	高齢の利用者が、介護保険に切り替わる時に向けて、高齢分野の事業所、組織と連携を取れるようにしたい。
	2	今までと同様に利用者が安心して自宅で生活できるように、各サービスと連携していきたいと思う。
	3	相談員や市の職員とスムーズに連携が取れるよう、気になる家庭については問題が起きる前から連携をとっておきたい。
連携は既に実施 (意見数3)	1	生活保護受給者がわがままを言ったり、自分勝手な行動をすることを生保担当者に相談すると、自宅訪問に同行してくれたりする。とても協力してくれて助かっている。
	2	今のところ何か問題があった際は、包括支援センターや居宅と連携をとって、共有ができていると思う。
	3	正確に言うと担当分野以外の困りごとがあればすぐにケアマネージャーへ報告するようにしている。
連携のためには個人情報開示等が課題 (意見数2)	1	利用者の担当民生委員と包括を介して連絡調整、情報交換をしているが、個人情報保護の観点から連絡体制や直接連絡がとれず、問題解決に時間がかかる。
	2	個人情報の取り扱いが壁にならないような連携が求められると思う。
重層的支援体制整備事業について (意見数2)	1	重層的支援事業について、メリットとデメリットを知りたい。安城市ではまだ整備されていないが、どうなのか。
	2	今後の重層的支援体制などについて、早めに情報提供を願う。
その他 (意見数4)	1	高齢者の介護の仲介役である介護支援専門員取得への門戸が狭すぎる。取得時、更新時のカリキュラムが多すぎ。講習料も他の資格と比べ極端に高額。現役の支援員はどんどん高齢化している。
	2	認知症予防の施策として、聴覚についての検査、検診をし、補聴器の購入助成や購入後の調整などできないのか。難聴者で認知症になる可能性があること、そのために他者の中に入りにくいことなどのさまざまな弊害が生じている。
	3	エレベーターのない4階建て住宅に住む人の外出支援。
	4	訪問看護の情報提供加算を算定する際に、提出先の十分な説明と同意を得ずに算定している事業所が見受けられる。提出先にも制度の理解が必要と思う。

5 権利擁護に関する制度について

(1) 日常生活自立支援事業の利用 (問 15)

問 15 貴事業所では業務を通じて、日常生活自立支援事業*の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。(○は1つだけ)

※ 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

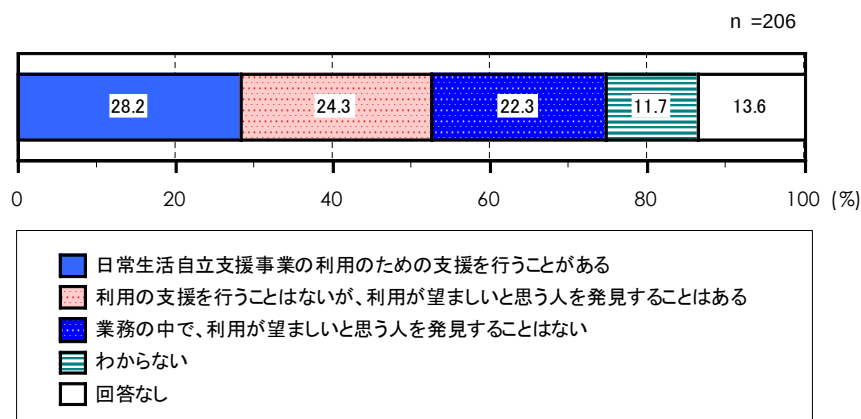
要点

「支援を行うことがある」は28.2%、「必要とする人を発見することはある」は24.3%です。両者を合わせると52.5%となり、日常生活自立支援事業を利用する人もしくは利用が望ましい人に対応している事業所が全体の半数超となっています。

全体

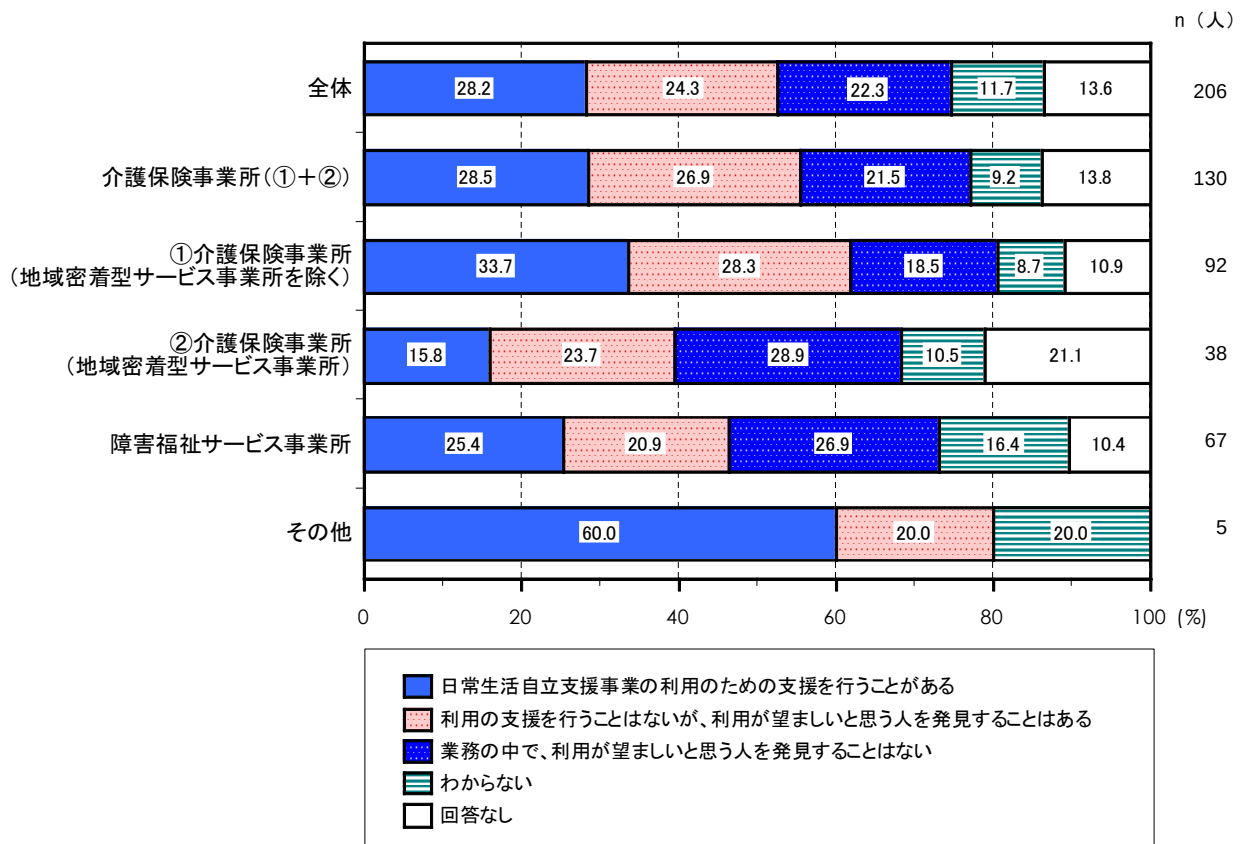
- 「日常生活自立支援事業の利用のための支援を行うことがある(以下、「支援を行うことがある」)」が28.2%となっています。おおむね3割近くの事業所で支援を行うことがあると回答しています。
- 「利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある(以下、「必要とする人を発見することはある」)」が24.3%となっています。
- 上記の「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせると52.5%となり、日常生活自立支援事業を利用する人もしくは利用が望ましい人に対応している事業所が全体の半数超となっています。
- なお、「業務の中で、利用が望ましいと思う人を発見することはない(以下、「必要とする人を発見することはない」)」は22.3%、「わからない」は11.7%、「回答なし」は13.6%でした。(図 5-1-1)

図 5-1-1 「日常生活自立支援事業の利用」



- 介護保険事業所と障害福祉サービス事業所を比較すると、「支援を行うことがある」は、それぞれ 28.5%、25.4%で大差はありません。一方、「必要とする人を発見することはある」については介護保険事業所は 26.9%に対して、障害福祉サービス事業所は 20.9%で、介護保険事業所の方が 6.0 ポイント高くなっています。
- 「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせた割合をみると、介護保険事業所は 55.4%、障害福祉サービス事業所は 46.3%となり、介護保険事業所の方が 9.1 ポイント高くなっています。
- ①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）と②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）を比較したとき、「支援を行うことがある」は、それぞれ 33.7%、15.8%で、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 17.9 ポイント高くなっています。
- 同様に、「必要とする人を発見することはある」についても、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 4.6 ポイント高くなっています。
- 「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせた割合をみると、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）は 62.0%、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）は 39.5%となり、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 22.5 ポイントも高くなっています。（図 5-1-2）

図 5-1-2 事業所区分別「日常生活自立支援事業の利用」



（２）日常生活自立支援事業利用にあたっての課題（問 16）

問 16 貴事業所において、日常生活自立支援事業の利用のための支援をするにあたり、どのようなことが課題としてありますか。（あてはまるものすべてに○）

要点

日常生活自立支援事業利用にあたっての課題としては、「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が 43.7%で、他と比べ特に高くなっています。

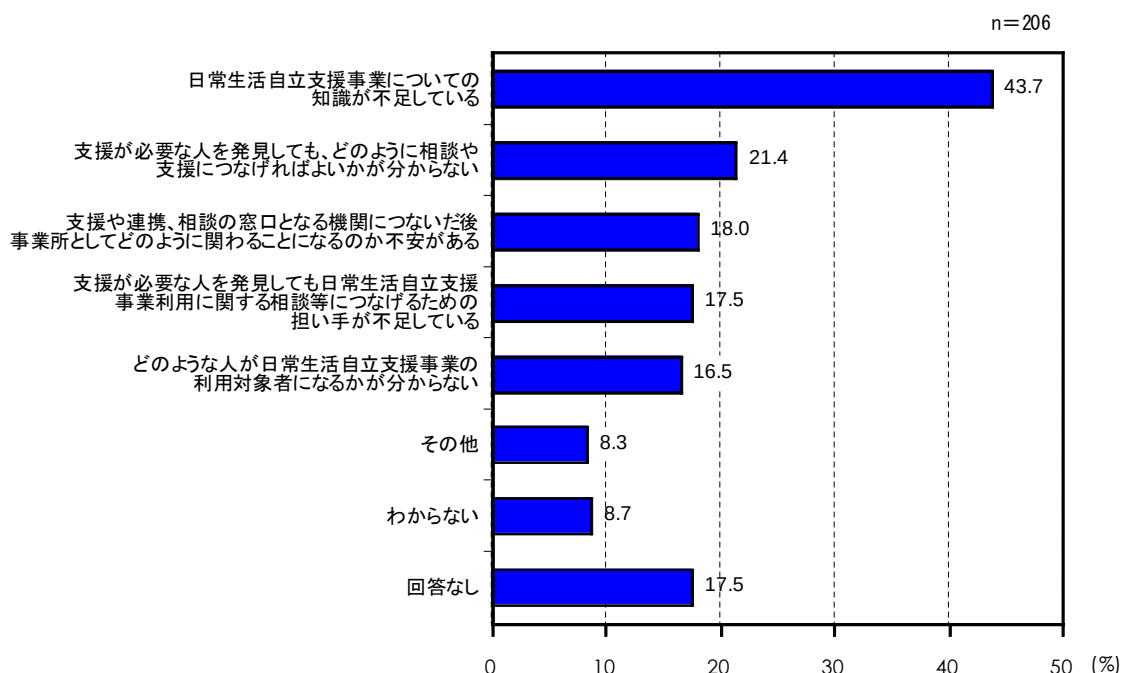
全体

○日常生活自立支援事業利用にあたっての課題としては、「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が 43.7%で、他と比べ特に高くなっています。

○この他では、「支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいかが分からない」が 21.4%、「支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある」が 18.0%、「支援が必要な人を発見しても、日常生活自立支援事業の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」が 17.5%、「どのような人が日常生活自立支援事業の利用対象者になるかが分からない」が 16.5%と続いています。

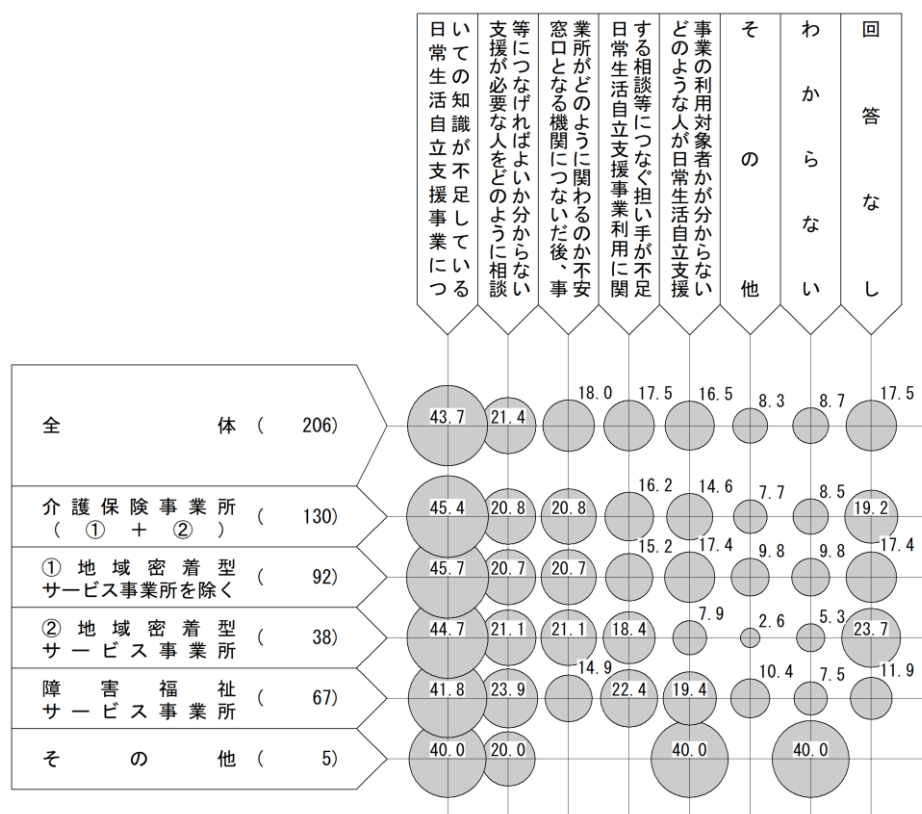
○なお、「わからない」が 8.7%、「回答なし」が 17.5%でした。（図 5-2-1）

図 5-2-1 「日常生活自立支援事業利用にあたっての課題」 - 複数回答 -



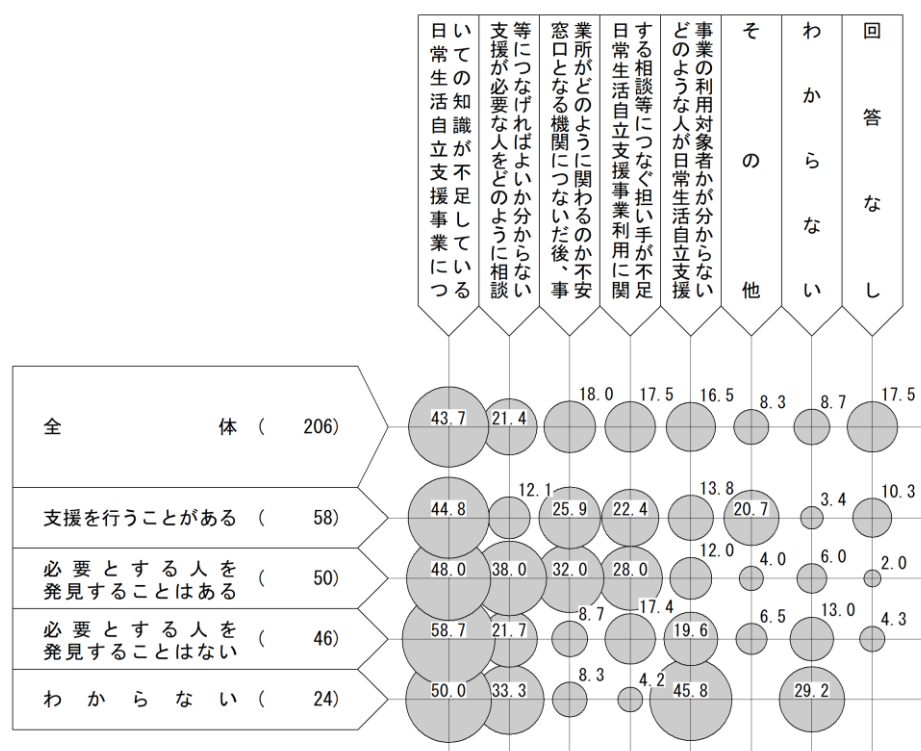
- 介護保険事業所と障害福祉サービス事業所を比較したとき、ともに「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が最も高く、それぞれ45.4%、41.8%となっています。介護保険事業所の方が3.6ポイント高くなっていますが大差はありません。
- また、「支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいかが分からない」についてみても、介護保険事業所は20.8%に対して、障害福祉サービス事業所は23.9%で、障害福祉サービス事業所の方が3.1ポイント高くなっていますが、これも大きな相違ではありません。
- ①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）と②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）を比較したとき、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）では、「どのような人が日常生活自立支援事業の利用対象者になるかが分からない」が7.9%とやや低くなっていますが、両者の間に大きな相違はみられません。
- 日常生活自立支援事業利用にあたっての課題に関しては、事業所区分別に顕著な違いはみられません。（図5-2-2）

図5-2-2 事業所区分別「日常生活自立支援事業利用にあたっての課題」 - 複数回答 -



- 日常生活自立支援事業の利用のための「支援を行うことがある」と回答した事業所では、「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が44.8%と最も高くなっていますが、次いで高いのは、「支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある」の25.9%、「支援が必要な人を発見しても、日常生活自立支援事業の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」の22.4%となっています。
- 「必要とする人を発見することはある」と回答した事業所でも、「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が48.0%と最も高くなっていますが、次いで「支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいか分からない」が38.0%と2番目に高くなっている点が特徴となっています。また、「支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある」の32.0%、「支援が必要な人を発見しても、日常生活自立支援事業の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」の28.0%も相対的に高くなっています。
- 「必要とする人を発見することはない」と回答した事業所では、「日常生活自立支援事業についての知識が不足している」が58.7%で、全体の43.7%と比べ15.0ポイントも高くなっています。(図5-2-3)

図5-2-3 日常生活自立支援事業の利用別「日常生活自立支援事業利用にあたっての課題」 - 複数回答 -



（３）成年後見制度の利用（問 17）

問 17 貴事業所では業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。（○は１つだけ）

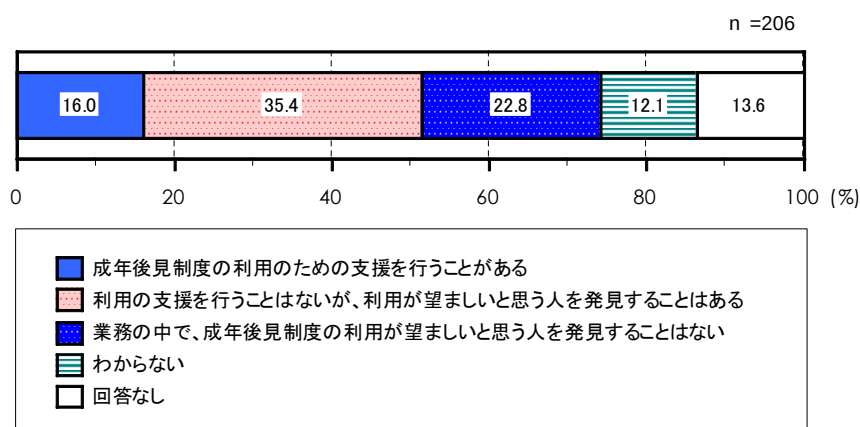
要点

「支援を行うことがある」は 16.0%、「必要とする人を発見することはある」は 35.4%です。両者を合わせると 51.4%となり、成年後見制度を利用する人もしくは利用が望ましい人に対応している事業所が全体の約半数となっています。

全体

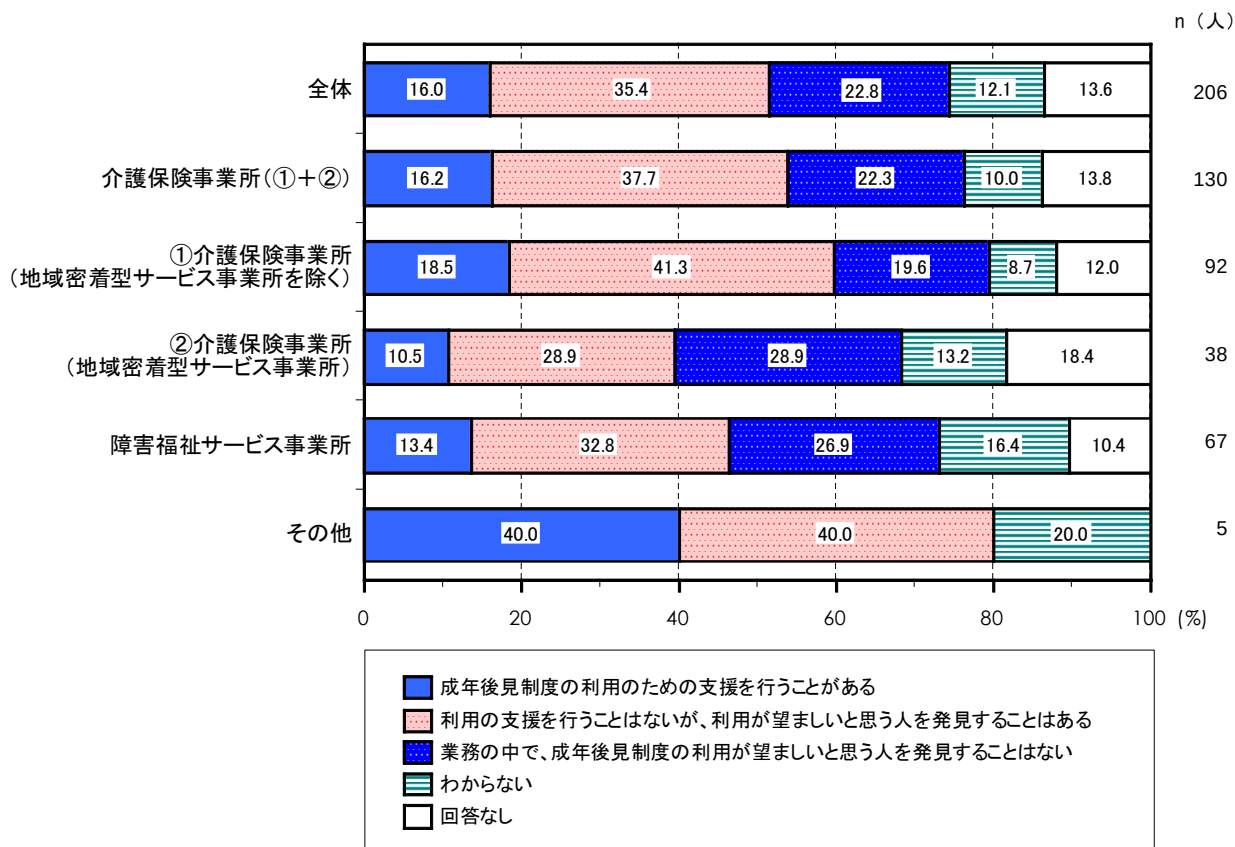
- 「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある（以下、「支援を行うことがある」）」が 16.0%となっています。支援を行うことがあると回答する事業所は全事業所の 6 分の 1 程度となっています。
- 「利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある（以下、「必要とする人を発見することはある」）」が 35.4%となっています。
- 上記の「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせると 51.4%となり、成年後見制度を利用する人もしくは利用が望ましい人に対応している事業所が全体の約半数となっています。
- なお、「業務の中で、成年後見制度の利用が望ましいと思う人を発見することはない（以下、「必要とする人を発見することはない」）」は 22.8%、「わからない」は 12.1%、「回答なし」は 13.6%でした。（図 5-3-1）

図 5-3-1 「成年後見制度の利用」



- 介護保険事業所と障害福祉サービス事業所を比較すると、「支援を行うことがある」は、それぞれ 16.2%、13.4%で、介護保険事業所の方がわずかに高いですが、大差はありません。一方、「必要とする人を発見することはある」については介護保険事業所が 37.7%に対して、障害福祉サービス事業所は 32.8%で、介護保険事業所の方が 4.9 ポイント高くなっています。
- 「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせた割合をみると、介護保険事業所は 53.9%、障害福祉サービス事業所は 46.2%となり、介護保険事業所の方が 7.7 ポイント高くなっています。
- ①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）と②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）を比較したとき、「支援を行うことがある」は、それぞれ 18.5%、10.5%で、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 8.0 ポイント高くなっています。
- 同様に、「必要とする人を発見することはある」についても、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 12.4 ポイント高くなっています。
- 「支援を行うことがある」と「必要とする人を発見することはある」を合わせた割合をみると、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）は 59.8%、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）は 39.4%となり、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）の方が 20.4 ポイントも高くなっています。（図 5-3-2）

図 5-3-2 事業所区分別「成年後見制度の利用」



（４）成年後見制度の利用にあたっての課題（問 18）

問 18 貴事業所において、成年後見制度の利用のための支援をするにあたり、どのようなことが課題としてありますか。（あてはまるものすべてに○）

要点

成年後見制度の利用にあたっての課題としては、「成年後見制度についての知識が不足している」が 38.3%で、他と比べ高くなっています。

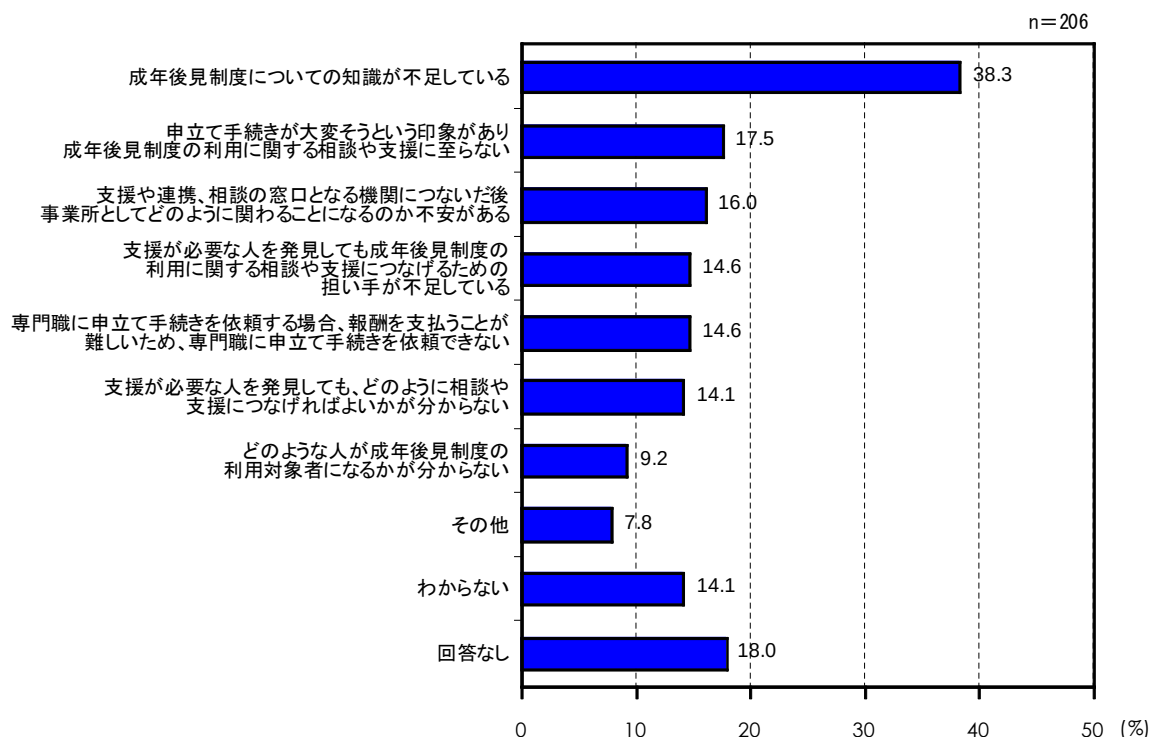
全体

○成年後見制度の利用にあたっての課題としては、「成年後見制度についての知識が不足している」が 38.3%で、他と比べ高くなっています。

○この他では、「申立て手続きが大変そうという印象があり、成年後見制度の利用に関する相談や支援に至らない」が 17.5%、「支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある」が 16.0%、「支援が必要な人を発見しても、成年後見制度の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」が 14.6%、「専門職に申立て手続きを依頼する場合、報酬を支払うことが難しいため、専門職に申立て手続きを依頼できない」が 14.6%、「支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいか分からない」が 14.1%と続いています。この 5 項目はいずれも 10%台で回答は多様に分かれています。

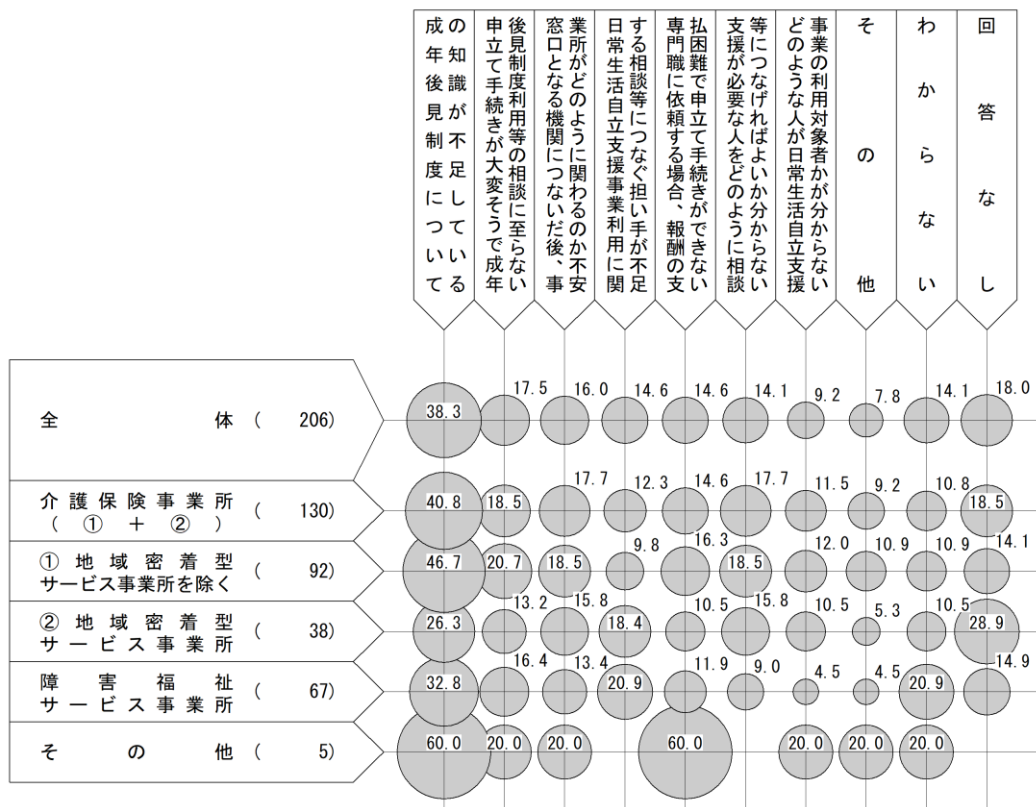
○「どのような人が成年後見制度の利用対象者になるかが分からない」は 9.2%でやや少数となっています。なお、「わからない」が 14.1%、「回答なし」が 18.0%でした。（図 5-4-1）

図 5-4-1 「成年後見制度の利用にあたっての課題」



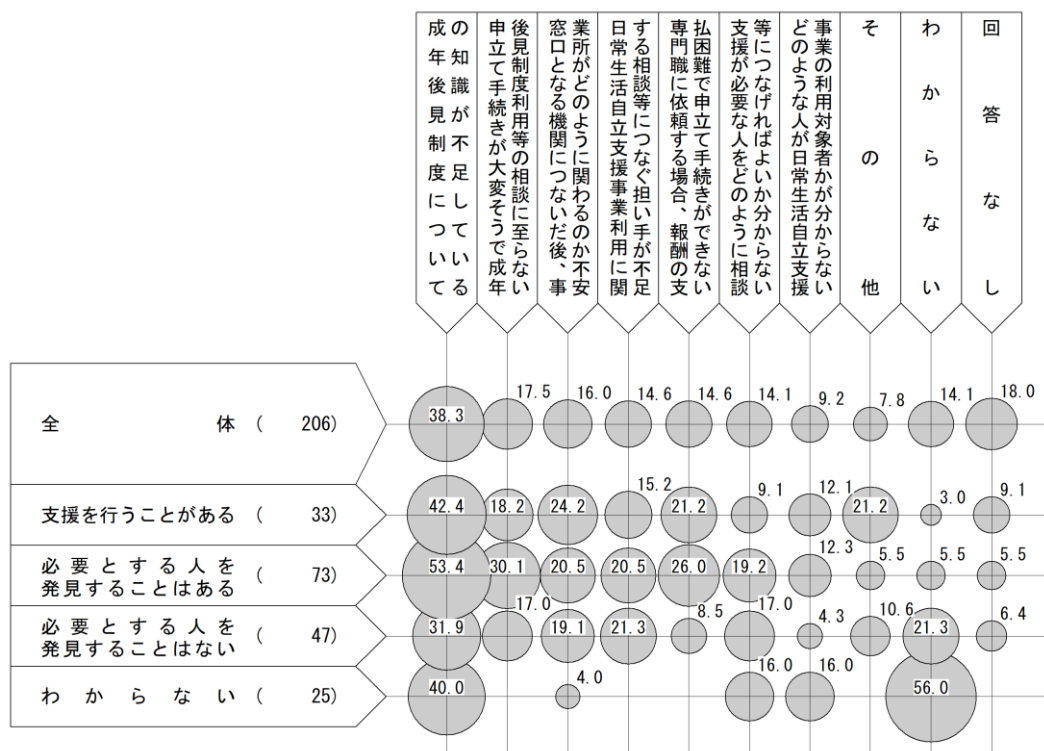
- 介護保険事業所と障害福祉サービス事業所を比較したとき、「成年後見制度についての知識が不足している」は、それぞれ40.8%、32.8%で、介護保険事業所の方が8.0ポイント高くなっています。
- また、介護保険事業所の中でも、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）では46.7%と高くなっているのに対して、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）では26.3%と低く、前者の方が20.4ポイント高くなっています。
- 障害福祉サービス事業所では、「成年後見制度についての知識が不足している」の32.8%に次いで、「支援が必要な人を発見しても、成年後見制度の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」が20.9%となっており、全体と比べ6.3ポイント高くなっています。（図5-4-2）

図5-4-2 事業所区分別「成年後見制度の利用にあたっての課題」 - 複数回答 -



- 成年後見制度の利用のための「支援を行うことがある」と回答した事業所では、「成年後見制度についての知識が不足している」が42.4%と最も高くなっていますが、次いで高いのは、「支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある」の24.2%、「専門職に申立て手続きを依頼する場合、報酬を支払うことが難しいため、専門職に申立て手続きを依頼できない」及び「その他」の21.2%となっています。
- 「必要とする人を発見することはある」と回答した事業所では、「成年後見制度についての知識が不足している」が53.4%と特に高くなっており、全体の38.3%を15.1ポイントも上回っています。また、「申立て手続きが大変そうという印象があり、成年後見制度の利用に関する相談や支援に至らない」が30.1%で2番目に高くなっています。
- 「必要とする人を発見することはない」と回答した事業所では、「成年後見制度についての知識が不足している」は31.9%で相対的に低く、「支援が必要な人を発見しても、成年後見制度の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している」と「わからない」がともに21.3%で2番目に高くなっています。(図5-4-3)

図5-4-3 成年後見制度の利用別「成年後見制度の利用にあたっての課題」 - 複数回答 -



(5) 相談できるところの認知度 (問 19)

問 19 成年後見制度について相談できるところをご存じですか。(あてはまるものすべてに○)

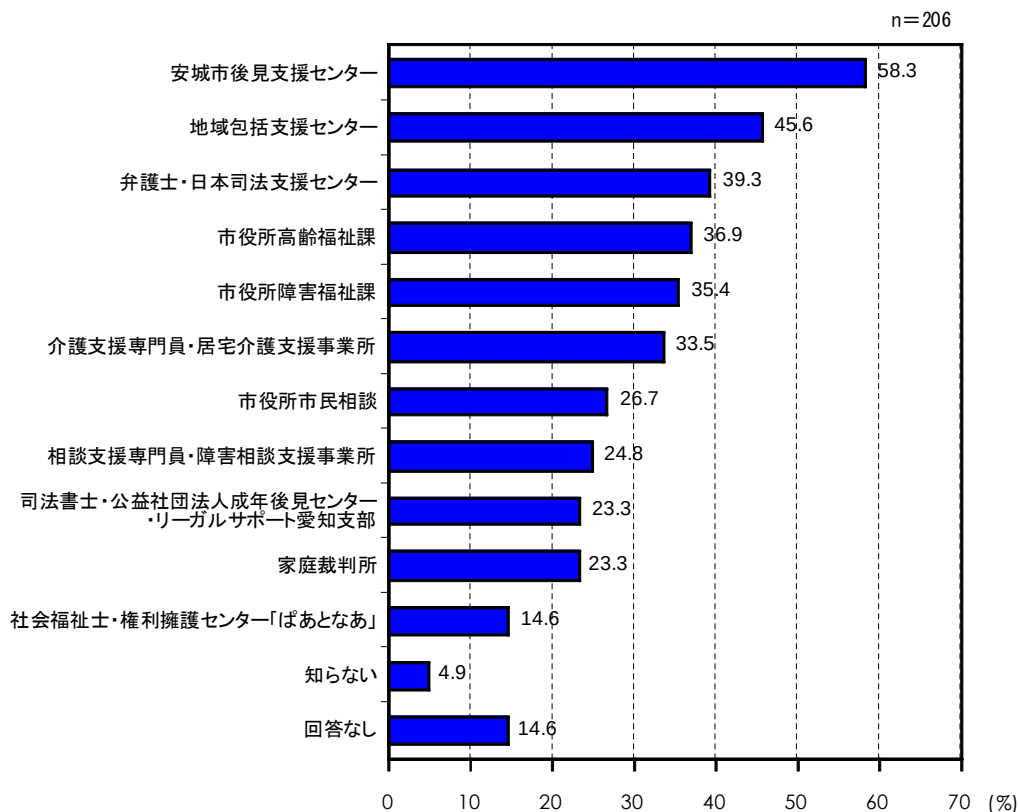
要点

「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」が 58.3%、「地域包括支援センター」が 45.6%で、この両者の認知度が高くなっています。

全体

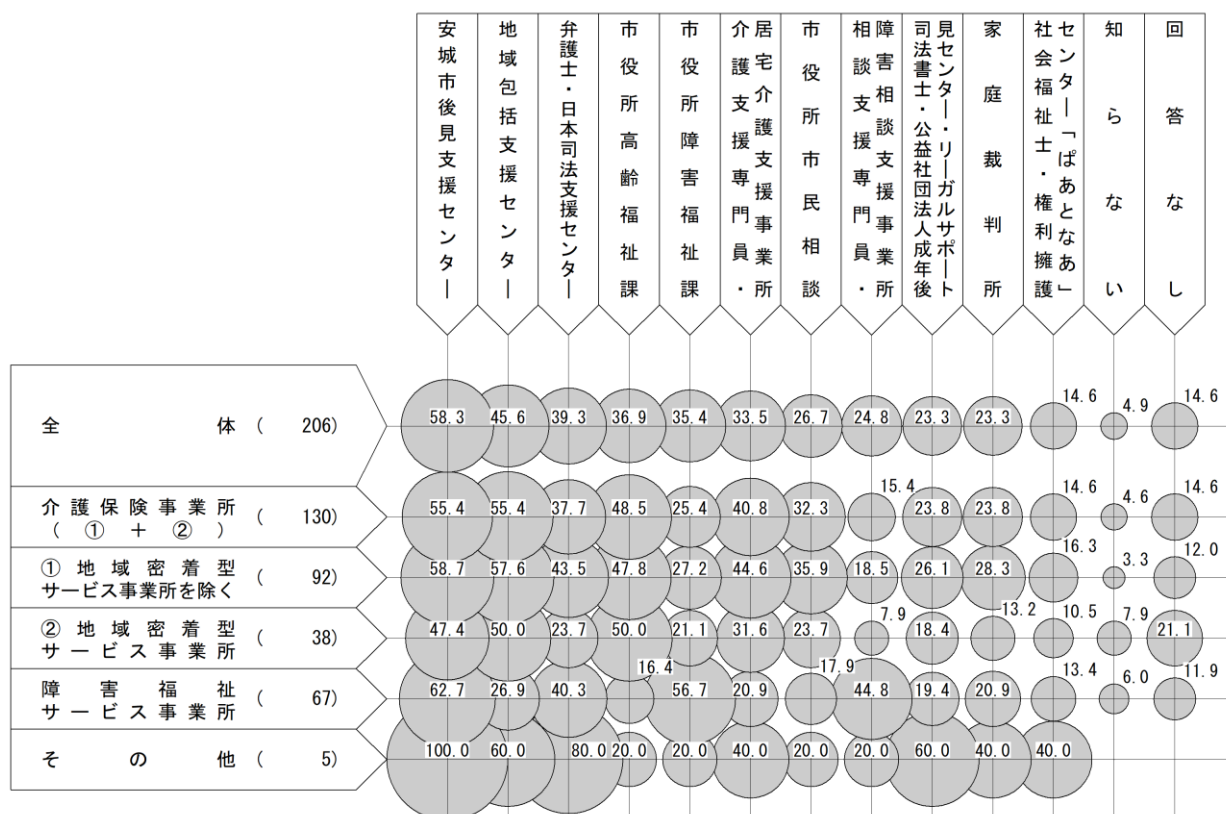
- 成年後見制度について相談できるところの認知度としては、「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」が 58.3%で最も高くなっています。次いで、「地域包括支援センター」の 45.6%が高くなっています。この両者の認知度が高くなっています。
- これらに次いで、「弁護士・日本司法支援センター（法テラス）」の 39.3%、「市役所高齢福祉課」の 36.9%、「市役所障害福祉課」の 35.4%、「介護支援専門員（ケアマネジャー）・居宅介護支援事業所」の 33.5%が続いており、これら 4 つの相談先の認知度は 30%台となっています。
- 「市役所市民相談（法律相談など）」は 26.7%、「相談支援専門員（障害）・障害相談支援事業所」は 24.8%、「司法書士・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部」と「家庭裁判所」はともに 23.3%で、これら 4 つの相談先の認知度は 20%台にとどまっております。
- なお、「知らない」は 4.9%、「回答なし」は 14.6%でした。（図 5-5-1）

図 5-5-1 「相談できるところの認知度」 - 複数回答 -



- 介護保険事業所では、「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」と「地域包括支援センター」がともに 55.4%で最も高くなっています。これらに次いで、「市役所高齢福祉課」が 48.5%で3番目に高くなっています。
- 障害福祉サービス事業所では、「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」が 62.7%で最も高くなっており、これに「市役所障害福祉課」が 56.7%で続いています。両者ともに 50%以上で高い割合となっています。さらに、「相談支援専門員（障害）・障害相談支援事業所」が 44.8%で3番目に高くなっています。
- ①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）と②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）を比較したとき、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）では、「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」の 58.7%と「地域包括支援センター」の 57.6%が上位2つを占めています。
- 一方、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）では、「地域包括支援センター」と「市役所高齢福祉課」がともに 50.0%で、この両者が上位2つを占めています。（図 5-5-2）

図 5-5-2 事業所区分別「相談できるところの認知度」 - 複数回答 -



○成年後見制度の利用のための「支援を行うことがある」と回答した事業所では、「安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）」の 87.9%、「地域包括支援センター」の 75.8%など、全体と比較していずれの相談先についても認知度はかなり高くなっています。

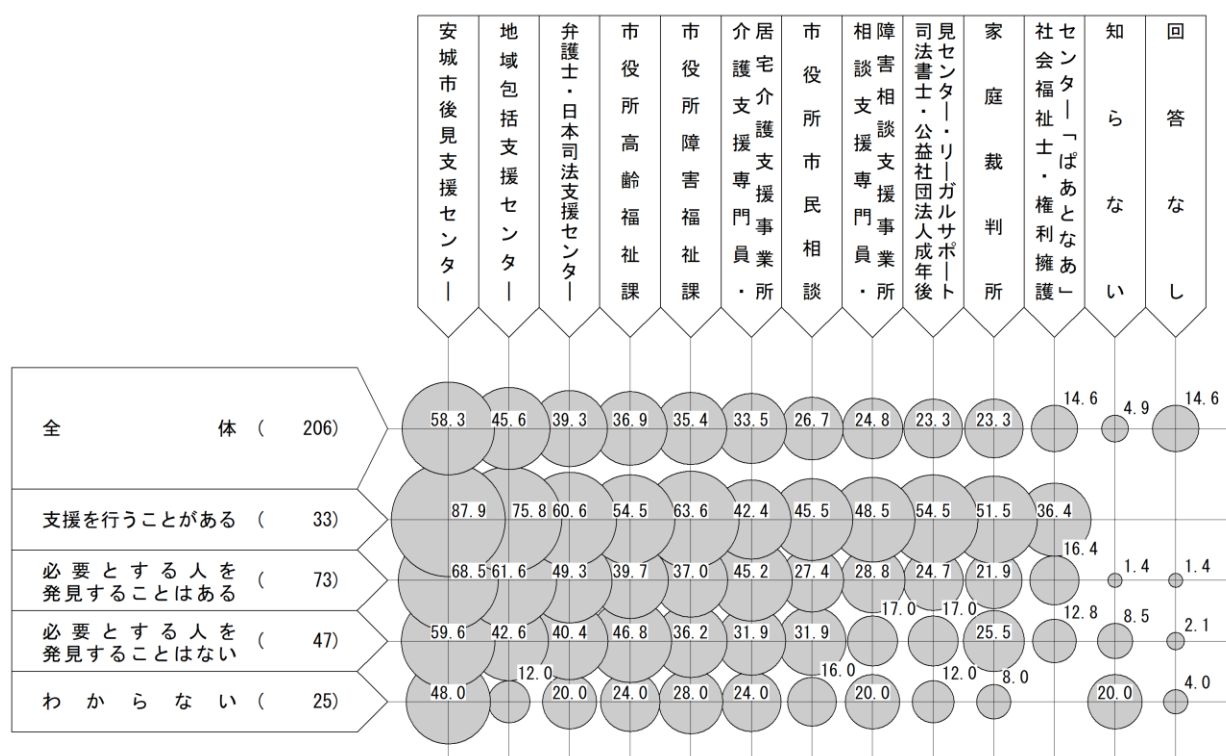
○「必要とする人を発見することはある」と回答した事業所でも、おおむね相談先の認知度は全体の値よりも高くなっていますが、「家庭裁判所」は21.9%で、全体の 23.3%よりも低くなっています。

○「必要とする人を発見することはない」と回答した事業所では、「相談支援専門員（障害）・障害相談支援事業所」と「司法書士・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部」がともに 17.0%で、全体と比べて 6.0 ポイント以上低くなっています。（図 5-5-3）

○「必要とする人を発見することはある」と回答した事業所でも、おおむね相談先の認知度は全体の値よりも高くなっていますが、「家庭裁判所」は21.9%で、全体の23.3%よりも低くなっています。

○「必要とする人を発見することはない」と回答した事業所では、「相談支援専門員（障害）・障害相談支援事業所」と「司法書士・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部」がともに 17.0%で、全体と比べて 6.0 ポイント以上低くなっています。（図 5-5-3）

図 5-5-3 成年後見制度の利用別「相談できるところの認知度」 - 複数回答 -



(6) 後見人の役割について (問 20)

問20 後見人等の役割について、後見人等の役割であると思うものと、後見人等の役割として望むものを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

要点

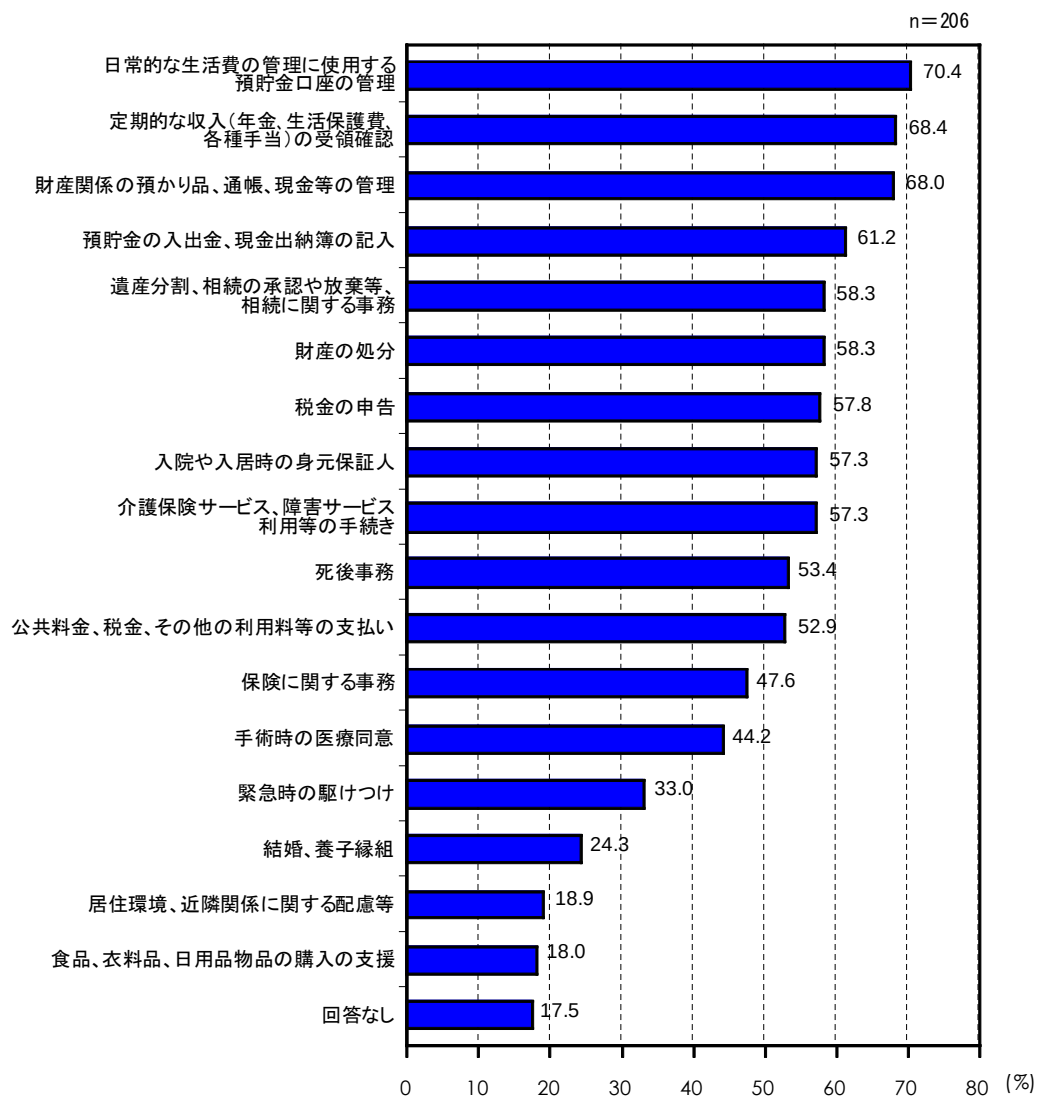
後見人等の役割であると思われるものとしては、「日常的な生活費の管理に使用する預貯金口座の管理」が70.4%で最も高く、約7割の回答となっています。

全体

(①後見人等の役割であると思われるもの)

- 後見人等の役割であると思われるものとしては、「日常的な生活費の管理に使用する預貯金口座の管理」が70.4%で最も高く、約7割の回答となっています。
- 次いで、6割以上の回答となっているものをみていくと、順に、「定期的な収入（年金、生活保護費、各種手当）の受領確認」が68.4%、「財産関係の預かり品、通帳、現金等の管理」が68.0%、「預貯金の入出金、現金出納簿の記入」が61.2%となっています。
- さらに5割以上の回答となっているものをみると、順に、「遺産分割、相続の承認や放棄等、相続に関する事務（被後見人等の相続時）」と「財産の処分」がともに58.3%、「税金（所得税や住民税）の申告」が57.8%、「入院や入居時の身元保証人」と「介護保険サービス、障害サービス利用等の手続き」がともに57.3%、「死後事務（遺体の引き取り及び火葬等、被後見人等の資料費等の支払いなど）」が53.4%、「公共料金、税金、その他の利用料等の支払い」が52.9%となっています。なお、このうち「入院や入居時の身元保証人」は後見人等が行うことができない業務です。
- 「保険に関する事務」は47.6%でやや低くなっています。
- このほか、「手術時の医療同意」が44.2%、「緊急時の駆けつけ」が33.0%、「結婚、養子縁組」が24.3%、「居住環境、近隣関係に関する配慮等」が18.9%、「食品、衣料品、日用品物品の購入の支援」が18.0%となっていますが、これらは後見人等の役割ではないものです。
- なお、「回答なし」が17.5%でした。(図 5-6-1)

図 5-6-1 「後見人の役割について」 ①後見人等の役割であると思うもの - 複数回答 -



(②後見人等の役割として望むもの)

- 後見人等の役割として望むものとして上位にあげられているものとしては、「緊急時の駆けつけ」の35.4%、「居住環境、近隣関係に関する配慮等」の34.5%、「食品、衣料品、日用品物品の購入の支援」の34.0%、「手術時の医療同意」の30.1%、「入院や入居時の身元保証人」の28.6%などとなっています。これらはいずれも後見人等が行うことができない業務ですが、3割前後の事業所では後見人の役割として期待されている業務となっています。
- これらに続いて、後見人等の役割として望むものとして、「公共料金、税金、その他の利用料等の支払い」が24.3%、死後事務（遺体の引き取り及び火葬等、被後見人等の資料費等の支払いなど）が23.8%、「遺産分割、相続の承認や放棄等、相続に関する事務（被後見人等の相続時）」が21.8%、「預貯金の入出金、現金出納簿の記入」が20.9%となっており、いずれも2割以上の回答となっていますが、これらはいずれも後見人等が行うことができる業務です。
- なお、「回答なし」が35.9%でした。（図5-6-2）

図5-6-2 「後見人の役割について」 ②後見人等の役割として望むもの - 複数回答 -

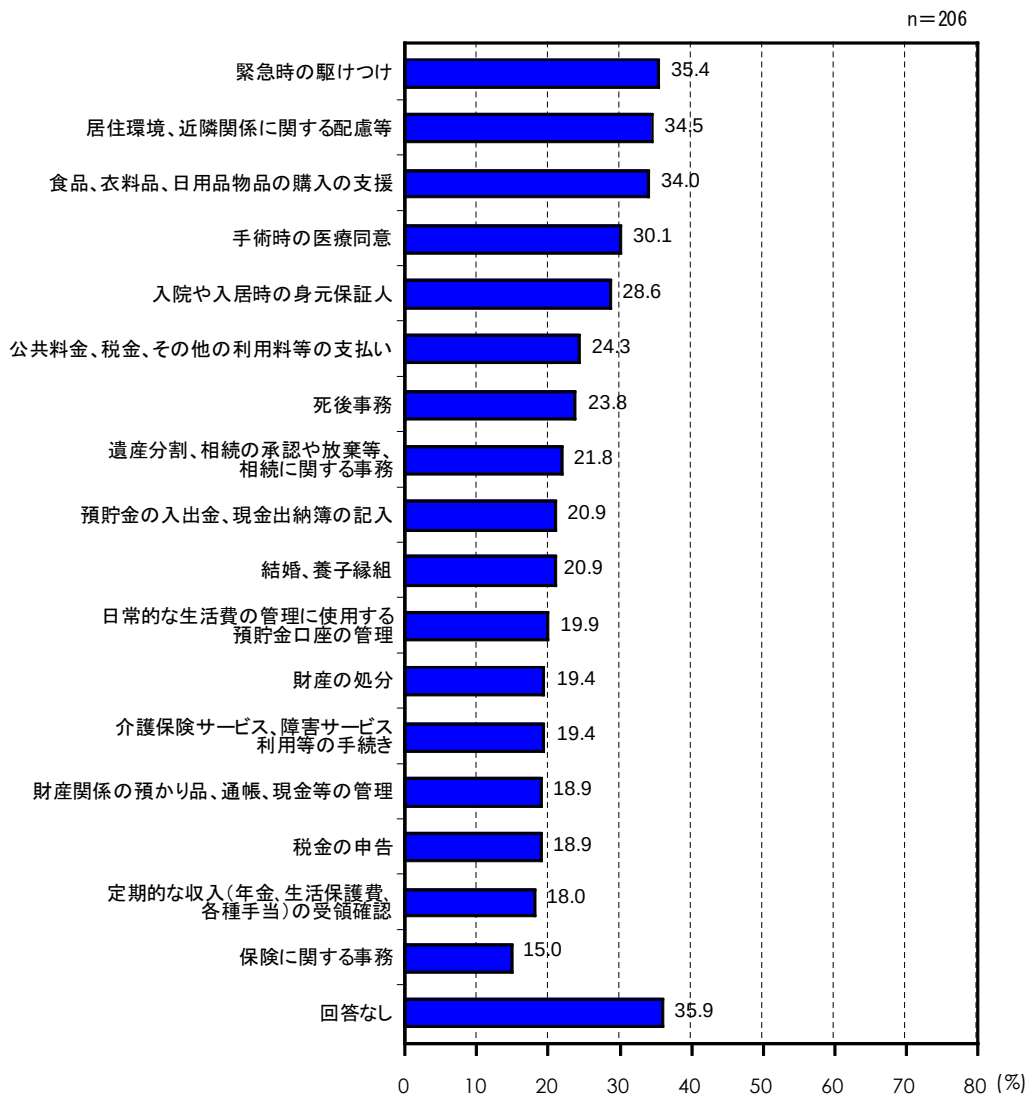
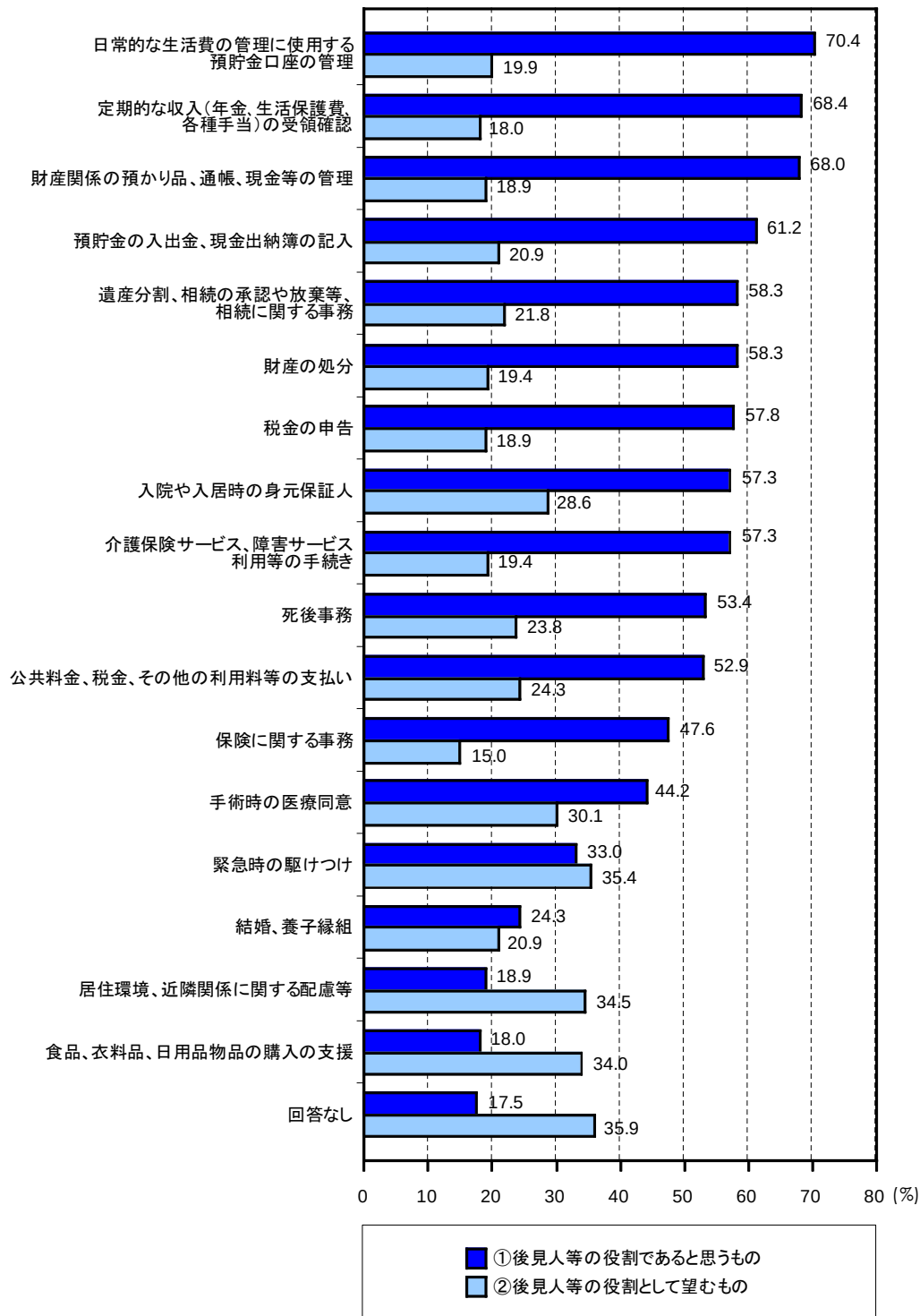


図 5-6-3 「後見人の役割について」

(①後見人等の役割であると思うもの、②後見人等の役割として望むものとの比較) - 複数回答 -



(7) 後見人受任の意向 (問 21)

問 2 1 成年後見制度を利用することが望ましい人は増加する一方、後見人を担う人材が不足していることが課題とされています。また、厚生労働省は、社会福祉法人の公益的な取り組みを推進する方針を示しています。

そこで、貴事業所において、公益的な取り組みの一環として、後見人を受任する意向はありますか。(○は1つだけ)

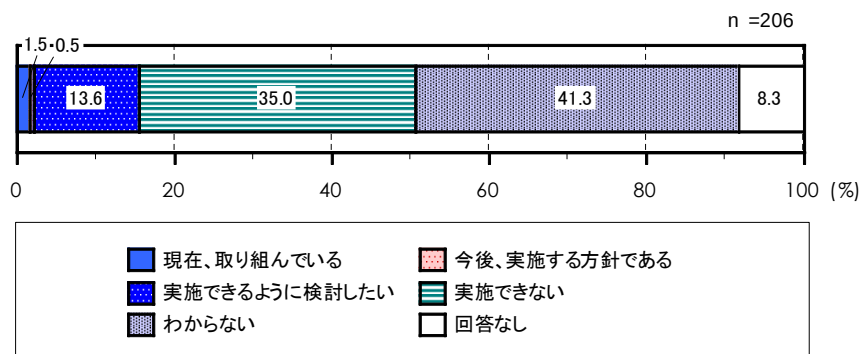
要点

「現在、取り組んでいる」、「今後、実施する方針である」、「実施できるように検討したい」を合わせると 32 事業所 (15.6%) で、後見人を受任する意向を示す事業所は 2 割にも満たない少数にとどまっています。

全体

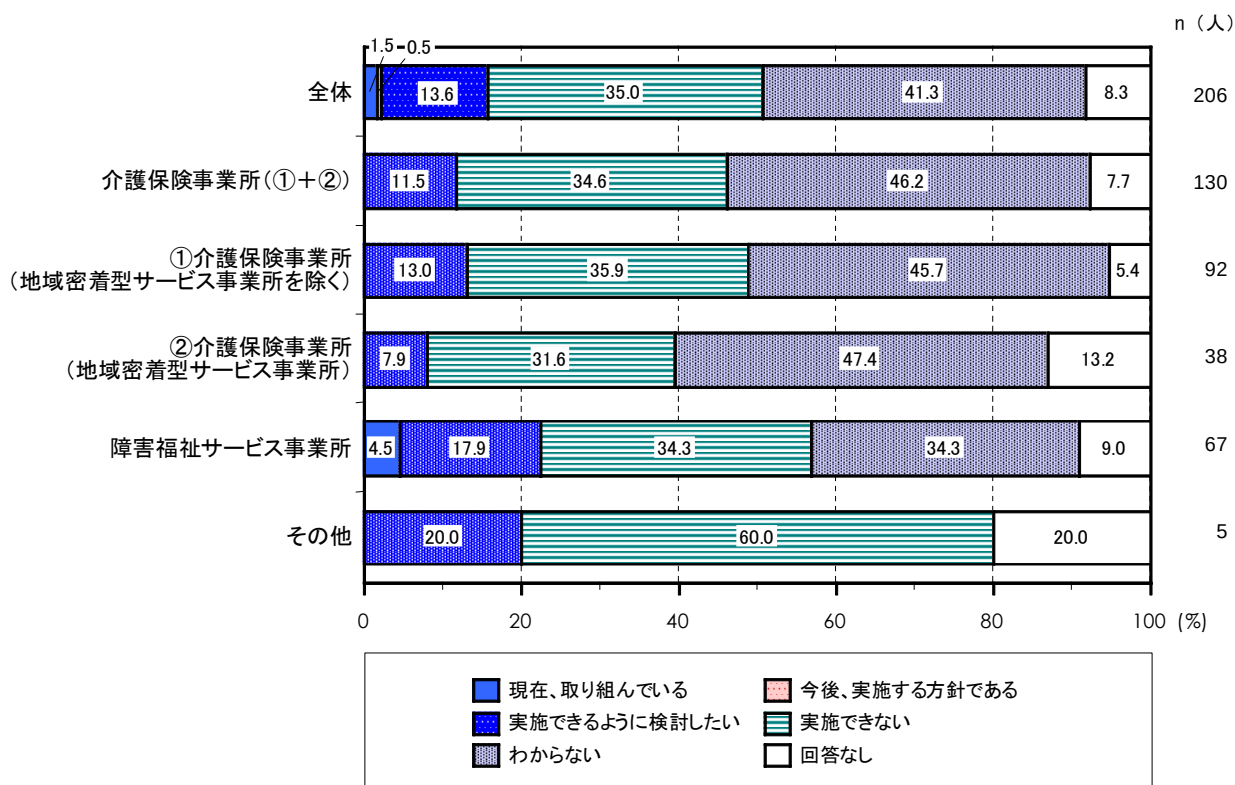
- 「現在、取り組んでいる」が 3 事業所 (1.5%)、「今後、実施する方針である」が 1 事業所 (0.5%) となっています。また、「実施できるように検討したい」は 28 事業所 (13.6%) となっています。
- 上記の「現在、取り組んでいる」、「今後、実施する方針である」、「実施できるように検討したい」を合わせると 32 事業所 (15.6%) で、後見人を受任する意向を示す事業所は 2 割にも満たない少数にとどまっています。
- 一方、「実施できない」が 35.0%、「わからない」が 41.3%で、両者で全体の 7 割以上を占めています。(図 5-7-1)

図 5-7-1 「後見人受任の意向」



- 介護保険事業所と障害福祉サービス事業所を比較したとき、介護保険事業所では「現在、取り組んでいる」と回答した事業所はありませんでしたが、障害福祉サービス事業所では3事業所（4.5%）が回答しています。
- また、「実施できるように検討したい」でも、介護保険事業所が15事業所（11.5%）に対して、障害福祉サービス事業所では12事業所（17.9%）となっており、障害福祉サービス事業所の方が割合は高くなっています。
- 「現在、取り組んでいる」と「実施できるように検討したい」を合わせた割合は、介護保険事業所が11.5%、障害福祉サービス事業所が22.4%となり、障害福祉サービス事業所の方が10.9ポイント上回っています。
- なお、①介護保険事業所（地域密着型サービス事業所を除く）では「実施できるように検討したい」が13.0%に対して、②介護保険事業所（地域密着型サービス事業所）では7.9%と低く、前者の方が5.1ポイント高くなっています。（図5-7-2）

図5-7-2 事業所区分別「後見人受任の意向」



調査票

安城市地域福祉計画策定のための 福祉サービス事業所アンケート調査

～アンケート調査ご協力をお願い～

福祉サービス事業所のみなさまには、日ごろから市政に関してご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

安城市では、「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者などが、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」をより一層推進することを目指し、平成31年度に「第4次 安城市地域福祉計画」を策定しました。

計画策定後、地域を取り巻く社会状況や市民のみなさまの日常生活における課題も変化しており、また、第4次計画が期間満了となることに伴い、計画の見直しを進めているところです。

この「福祉サービス事業所アンケート調査」は、今回の計画の見直しにあたり、地域において福祉サービスを提供していただいている事業所のみなさまにご意見をいただき、計画策定のための貴重な資料として使っていただくために実施するものです。

なお、本調査は安城市内に所在地を有する、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所を対象に実施することにいたしました。お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、上記趣旨をご理解の上、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査の結果は、アンケート目的以外には使用いたしません。率直なご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

令和4年11月

安城市長 神 谷 学

回答期限：令和4年12月12日(月)

〈回答方法〉

- 回答期限までに、①又は②のどちらかの方法でご回答ください。

①Webページから入力

右のQRコードからWebページにアクセスし、ご回答ください。

Webでご回答いただいた方は、本調査票の郵送は不要です。

(Webシステムの管理は、一般社団法人地域問題研究所に委託しています。)

②調査票に記入

調査票に回答を直接記入し、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

〈回答にあたって〉

- ご回答は、当該事業所の代表者、または事務と管理に通じている方がご記入ください。不明点がありましたら、下記担当までご相談ください。

※一法人が複数の事業所を運営されている場合がありますが、各事業所に本調査票を送付させていただいております。各事業所のお立場でご回答くださいますようお願いいたします。

〈問合せ先〉安城市役所 福祉部 社会福祉課(担当：柴田、山田)

TEL：0566-71-2262(直通)



サービス利用者の生活課題について

問7 貴事業所が提供しているサービスに対する利用者の評価はどのように把握されていますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 サービス提供時などに利用者の声を直接聞いている | |
| 2 利用者へのアンケート調査を実施している | |
| 3 利用者へのヒアリング調査を実施している | |
| 4 第三者評価事業を利用している | |
| 5 その他(具体的に |) |
| 6 特に把握していない | |

問8 サービス利用者と接する中で、サービス利用者の方々が特にどのようなことで困っている、あるいは不安を抱えているとお感じですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 健康のこと | 8 生活費のこと |
| 2 子育て・教育のこと | 9 住まいのこと |
| 3 家族のこと
(具体的に | 10 財産のこと |
|) | 11 防犯のこと |
| 4 介護のこと | 12 災害のこと |
| 5 買い物や通院のこと | 13 地域や近隣の人間関係のこと |
| 6 生きがいのこと | 14 その他 |
| 7 仕事のこと | (具体的に |
| |) |

地域社会との交流・協力について

問9 安城市の地域福祉をさらに活発なものとしていくために、住民相互の支え合い機能の強化、複合的課題への包括的な支援体制づくりなどが課題となっていますが、事業者の立場からみて、地域福祉の充実に向けてどのようなことが特に大きな課題であると思われますか。自由なご意見をお聞かせください。(自由回答)

--

問10 上記の問9に回答いただいた課題の解決にあたって、貴事業所としてご協力いただけること、あるいはご提案をお聞かせください。(自由回答)

--

他の関係機関等との連携について

問11 過去1年の間で、貴事業所の“担当分野以外の困りごと”を抱えている利用者またはその家族を見聞きしたことはありますか。その“困りごと”はどのような分野であったかをお聞かせください。（あてはまるものすべてに○）

また、過去1年の間に把握した概ねの件数を右欄にご記入ください。

※複数の課題がある場合は対応している主な内容で、件数に計上してください。

（↓あてはまるものすべてに○）	概ねの件数
1 認知症（疑いを含む）の方の対応	約 件
2 高齢者、障害者への虐待の対応（疑いも含む）	約 件
3 子どもへの虐待の対応（疑いも含む）	約 件
4 DVの対応	約 件
5 子どもの貧困の対応	約 件
6 引きこもりの方の対応	約 件
7 ニートの方の対応	約 件
8 8050問題への対応	約 件
9 ヤングケアラーへの対応	約 件
10 ダブルケアへの対応	約 件
11 老老介護・認知介護の方への対応	約 件
12 病気がちな単身高齢者への対応	約 件
13 生活困窮者・世帯への対応	約 件
14 薬物依存症・アルコール依存症への対応	約 件
15 ごみ屋敷への対応	約 件
16 犬猫の多頭飼育崩壊への対応	約 件
17 高齢者・障害者等の消費者被害への対応	約 件
18 その他（具体的に ）	約 件

問12 “担当分野以外の困りごと”を把握した場合に、どう対処しましたか。（○は1つだけ）

- 1 他の相談支援機関等につないだ・つなごうとしている
- 2 他の相談支援機関等につながなかった・まだつないでいない →【問13】へ
- 3 “担当分野以外の困りごと”を抱えている人はいない・把握していない

問13 問12で、「2 他の相談支援機関等につながなかった・まだつないでいない」と回答された方におたずねします。他の相談支援機関等につながなかった理由は何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡してよいのかわからない
- 2 他の相談支援機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい
- 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある
- 4 個人情報の取り扱いが難しいため、必要な情報を共有できない
- 5 その他
（自由記述）

問14 今後、他の関係機関等との連携を進めていくためのご意見やご要望などがありましたら、自由にお書きください。

権利擁護に関する制度について

問15 貴事業所では業務を通じて、日常生活自立支援事業※の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。(○は1つだけ)

- 1 日常生活自立支援事業の利用のための支援を行うことがある
- 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある
- 3 業務の中で、利用が望ましいと思う人を発見することはない
- 4 わからない

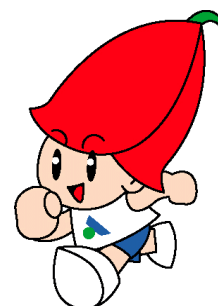
※ 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

問16 貴事業所において、日常生活自立支援事業の利用のための支援をするにあたり、どのようなことが課題としてありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 どのような人が日常生活自立支援事業の利用対象者になるかが分からない
- 2 日常生活自立支援事業についての知識が不足している
- 3 支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいかが分からない
- 4 支援が必要な人を発見しても、日常生活自立支援事業の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している
- 5 支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある
- 6 その他
(自由記述) {
- 7 わからない

問17 貴事業所では業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。(○は1つだけ)

- 1 成年後見制度の利用のための支援を行うことがある
- 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある
- 3 業務の中で、成年後見制度の利用が望ましいと思う人を発見することはない
- 4 わからない



問18 貴事業所において、成年後見制度の利用のための支援をするにあたり、どのようなことが課題としてありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----|--|
| 1 | どのような人が成年後見制度の利用対象者になるかが分からない |
| 2 | 成年後見制度についての知識が不足している |
| 3 | 支援が必要な人を発見しても、どのように相談や支援につなげればよいかが分からない |
| 4 | 支援が必要な人を発見しても、成年後見制度の利用に関する相談や支援につなげるための担い手が不足している |
| 5 | 支援や連携、相談の窓口となる機関につないだ後、事業所としてどのように関わることになるのか不安がある |
| 6 | 申立て手続きが大変そうという印象があり、成年後見制度の利用に関する相談や支援に至らない |
| 7 | 専門職に申立て手続きを依頼する場合、報酬を支払うことが難しいため、専門職に申立て手続きを依頼できない |
| 8 | その他
（自由記述） |
| [] | |
| 9 | わからない |

問19 成年後見制度について相談できるところをご存じですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----|----------------------------------|
| 1 | 弁護士・日本司法支援センター（法テラス） |
| 2 | 司法書士・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 |
| 3 | 社会福祉士・権利擁護センター「ばあとなあ」 |
| 4 | 安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会） |
| 5 | 家庭裁判所 |
| 6 | 市役所 市民相談（法律相談など） |
| 7 | 市役所 高齢福祉課 |
| 8 | 市役所 障害福祉課 |
| 9 | 地域包括支援センター |
| 10 | 介護支援専門員（ケアマネジャー）・居宅介護支援事業所 |
| 11 | 相談支援専門員（障害）・障害相談支援事業所 |
| 12 | 知らない |

問20 後見人等の役割について、後見人等の役割であると思うものと、後見人等の役割として望むものを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

（①・②それぞれに、あてはまるものすべてに○） ※後見人等の役割ではないものも含まれています。	①後見人等の役割 であると思うもの	②後見人等の役割 として望むもの
1 日常的な生活費の管理に使用する預貯金口座の管理		
2 公共料金、税金、その他の利用料等の支払い		
3 食品、衣料品、日用品物品の購入の支援		
4 定期的な収入（年金、生活保護費、各種手当）の受領確認		
5 預貯金の入出金、現金出納簿の記入		
6 居住環境、近隣関係に関する配慮等		
7 財産関係の預かり品、通帳、現金等の管理		
8 保険に関する事務		
9 税金（所得税や住民税）の申告		
10 遺産分割、相続の承認や放棄等、相続に関する事務 （被後見人等の相続時）		
11 財産の処分		
12 入院や入居時の身元保証人		
13 手術時の医療同意		
14 緊急時の駆けつけ		
15 結婚、養子縁組		
16 死後事務（遺体の引き取り及び火葬等、被後見人等の 資料費等の支払いなど）		
17 介護保険サービス、障害サービス利用等の手続き		

問21 成年後見制度を利用することが望ましい人は増加する一方、後見人を担う人材が不足していることが課題とされています。また、厚生労働省は、社会福祉法人の公益的な取り組みを推進する方針を示しています。

そこで、貴事業所において、公益的な取り組みの一環として、後見人を受任する意向はありますか。（○は1つだけ）

- 1 現在、取り組んでいる
- 2 今後、実施する方針である
- 3 実施できるように検討したい
- 4 実施できない
- 5 わからない

以上でアンケートは終わります。ご協力ありがとうございました。

